

シンポジウム
民法の成年年齢引下げを考える
～消費者の視点から～

報告書

日 時：2016年6月25日（土）13時～16時

場 所：弁護士会館2階クレオBC

主 催：日本弁護士連合会

共 催：東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

後 援：日本消費者教育学会 公益財団法人消費者教育支援センター

※本報告書は、シンポジウムにおける報告者及び各パネリストの発言内容をまとめたものであり、当連合会の公式な見解ではありません。

シンポジウム
民法の成年年齢引下げを考える ～消費者の視点から～

<プログラム>

I 開会挨拶

日本弁護士連合会副会長 岩淵 健彦

II 報告 「民法の成年年齢引下げの論点整理」

日弁連消費者問題対策委員会副委員長 中村 新造

III 講演 「消費者としての大学生の現状と成年年齢の引き下げ議論について」

日本女子大学教授 細川 幸一氏

IV 講演 「小・中・高等学校の消費者教育の現状と課題」

大阪教育大学准教授 大本 久美子氏

V 講演 「若者の消費者トラブルの実態 —相談現場からの報告—」

独立行政法人国民生活センター総括主任相談員 吉松 恵子氏

VI パネルディスカッション「成年年齢引下げを考える」

(パネリスト)

日本女子大学教授 細川 幸一氏

大阪教育大学准教授 大本 久美子氏

独立行政法人国民生活センター総括主任相談員 吉松 恵子氏

日弁連消費者問題対策委員会副委員長 中村 新造

(コーディネーター)

日弁連消費者問題対策委員会委員 望月 敦允

シンポジウム実行委員会委員 石丸 文佳

VII 総括

日弁連消費者問題対策委員会委員 江花 史郎

VIII 閉会挨拶

日弁連消費者問題対策委員会委員長 瀬戸 和宏

(司会) 本日は、土曜日にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
開会に先立ちまして、2点ほどお願いをさせていただきます。

一つめに、携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定してください。

二つめとして、日本弁護士連合会は、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真撮影および録音を行っております。撮影した写真および録音した内容は、会員向けの書籍の他、ホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等で使用させていただくことがございますのでご了承ください。出演者のみ撮影し、皆様のお顔は写らないように後方から撮影をいたしますが、もし、差し支えのある方がいらっしゃいましたら、受付または会場の係の者までお知らせください。

また、本日は、報道機関および個人による取材がなされる場合がございます。撮影された映像・画像は、テレビ・新聞等の各種媒体において利用されることがございます。会場の中で撮影されたくないという方がいらっしゃいましたら、こちらも受付または会場の係の者までお申し出ください。

なお、本日は、秋田、愛知、京都、仙台、鹿児島、山梨、大阪の各弁護士会にシンポジウムの様子をテレビ会議システムにて中継しております。中継先の皆様におかれましては、マイクの設定をオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、本日は、シンポジウムの後に懇親会も予定しております。詳細は、後ほどご案内させていただきます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、シンポジウム「民法の成年年齢引下げを考える～消費者の視点から～」を始めさせていただきます。

まず、開会に当たりまして、日本弁護士連合会副会長の岩淵健彦からご挨拶を申し上げます。

I 開会挨拶

日本弁護士連合会副会長 岩淵 健彦

(岩淵) 本日は、当連合会主催のシンポジウムに多数の皆様方にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。主催者代表として、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日のシンポジウムのテーマは「民法の成年年齢引下げを考える～消費者の視点から～」というものでございます。ご承知のとおり、憲法改正に関する国民投票法が成立しておりまして、同法は、投票権について18歳まで引き下げております。

また、その国民投票法は附則において、国民投票法の投票権を18歳以上の国民が有することとのバランスを考えて、公職選挙法、そして、民法その他法令などに手当てをすることを求めています。この定めを受けて、既に公職選挙法については昨年改正されておりまして、早いもので、来月7月の参議院選挙からは18歳以上の方が選挙権を行使できる、そのような状況になっております。そういった状況の中で、現在、民法の成年年齢の引下げが議論され



ております。

この民法の成年年齢の引下げの問題に関しては、既に法制審議会が法務大臣に対して、民法の成年年齢については18歳まで引き下げるという最終意見書といったものを提出しております。これに対して当連合会は、一貫して慎重に考えるべきだという意見です。その理由は、成年年齢の引下げにあたっては、消費者保護という視点からも、また、それ以外の観点からも検討すべてことが多数あるという観点からでございます。

今日のシンポジウムは、3人の講師の方のお話を承って、また、パネルディスカッションを行います。その中で、ぜひとも充実した議論をすることによって、この民法の成年年齢の引下げにあたって生じる問題などについての検討を深めていただければと思っております。

それでは、簡単でございますが、本日のシンポジウムにおいて実りある議論がされることを祈念して私の開会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



(司会) ありがとうございました。

申し遅れましたが、本日、司会を務めさせていただきます。私、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事の白石と申します。よろしくお願いいたします。

また、本日のシンポジウムに先立ちまして、公明党、佐々木さやか参議院議員、公明党、河野義博参議院議員からご欠席のご連絡と共にメッセージを頂きましたので、その旨、ご紹介させていただきます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

本日は、2冊の資料をご用意させていただきました。黄色い表紙の物、こちらが本日のプログラムと講演レジュメになっています。

青い表紙の物、こちらは、参考資料集ですが、こちらの51ページから資料8として、本年2月に出した日本弁護士連合会の「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」を掲載しておりますので、ぜひ、ご一読ください。

なお、本日のシンポジウムの資料ではございませんが、日弁連の消費者問題対策委員会では、岩波書店から『お買い物で世界を変える』というブックレットを出版いたしました。こちらは、消費者市民社会、消費者市民教育について一般の方にも分かりやすく解説したものですので、ぜひ、こちらもご一読いただけますと幸いです。

それでは、プログラムに従いましてシンポジウムを進行させていただきます。

初めに、日弁連消費者問題対策委員会副委員長の中村新造さんから「民法の成年年齢引下げの論点整理」についてご報告させていただきます。

Ⅱ 報告 「民法の成年年齢引下げの論点整理」

日弁連消費者問題対策委員会副委員長 中村 新造

(中村) こんにちは。日本弁護士連合会の中村と言います。よろしくお願いいたします。

■ はじめに

今日は、お手元のこの黄色い冊子の1ページ目から私の資料となっていて、同じものをスライドでも使っていきながら説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私からは、民法の成年年齢引下げを巡る論点整理についてお話をしたいと思っておりますが、民法の成年年齢を引き下げるにあたって、一番大きな問題が、消費者被害、消費者問題ではなからうかと言われています。

そのための対策の大きなものとして、消費者教育という問題があると言われておりますので、今日は、私の後、若い人たちの消費者被害の実態と、消費者教育はどのように今進められているのかという点について貴重なお話をいただけると聞いておりますが、その前提として、民法の成年年齢とは、一体どのようなものなのかという点について私から少し論点整理的なお話しをしたいと考えております。

まず、私のレジュメの「目次」という頁でいろいろ説明してありますけれども、今回の資料はかなり文字が多くて、分量的には20分で活用することは難しいものがあると思います。ですので、適宜、私の方で端折りながらお話ししていきますが、まず、「第1」から「第4」で、民法の成年年齢とは、どのような制度なのかという点について、いろいろな角度からお話をしていこうと思います。

成年年齢引下げを論ずるに当たっては、「成年年齢とは一体何なのか」ということが分かっているなければ、「引下げについてどのような問題があるのか」という点が分かりにくくなりますので、基本的な知識として少しご紹介をしたいと思います。

私のレジュメの「第5」以降は、成年年齢の引下げについて議論されている中身についてのお話ということになっています。「第5」は、選挙年齢と一致させる必要があるのかという論点です。「第6」の「成年年齢引下げの意義」は、民法の成年年齢引下げの必要性、この辺りについてどのような議論がなされているのか。「第7」の「成年年齢引下げの問題点」は、民法の成年年齢引下げをするに当たってどのような問題点があるのか、この中の「①未成年者取消権の喪失」は大きな問題だなどと考えております。

「第8」は「一般国民の議論と周知」ということで、これは、もっとみんなで議論していくべき問題なのではないかという問題提起になります。

そして、全体的な構成としては、①2009年に法制審議会から答申が出ていますので、その答申の最終報告書についての検討、そして、②2016年にその検討結果を日弁連が意見書として出していますので、その紹介、この二つのお話を軸にしていくことにしたいと思います。

■ 条文の紹介

まず、今の民法がどのような条文構成になっているかという点ですけれども、これは、第4条で20歳を成年とするというように定められております。

もう一つ大きなところで言うと、いろいろ細かい条文はあるのですが、818条で「成年に達しない子は、父母の親権に服する」ということで、親権の対象になる、これが、今回、扱う二つの大きな事項となります。



20歳成年制には、例外もありまして、一つは、皇室典範に関する例外、外国人に関する例外、それと私たちにとって身近なものですが、成年擬制と言って婚姻をした場合は成年とみなすという条文があります。

■ なぜ20歳成年制なのか

次に、なぜ20歳成年制が敷かれているかという点です。ここで問題なのは、法律を勉強しなければ難しいかもしれませんが、「行為能力」を20歳になったら与えるということです。これは、契約を自分1人でできるんだよ、一人前に親の同意が無くても契約できるんだよ、という点にポイントがあります。

ここで、「行為能力」と言っても、人それぞれ成長の度合いが様々ではないかという議論もあるのですが、そうすると、取引の安全が害される。取引の相手からみて、誰が大人で誰が子どもか分からなくなってしまうので、取引の安全を害さないように画一的に「行為能力」の基準を決定するというように考えられております。

■ 20歳成年制に関係する法令

次に、20歳成年制に関係する法令ですけれども、これは、結構たくさんあって、今回、民法一つを変えるとということになると、関係する法律が208、政令が37、省令98ということで、関係する法例は合計300以上になると言われています。

二つに大きく分けると、成年年齢を要件にしているものが、戸籍、競馬、モーターボートなどで、これらは「成年」でなければ駄目だというようになっているわけです。一方、法律内に直接年齢を定めるものもあり、その中には、例えばたばこやお酒に関する法律があります。こちらは、成年ならいい悪いというのではなくて、20歳という年齢が直接良い悪いという基準になっています。道路交通法なども、免許取得できるのは「18歳」と直接年齢が要件とされていて、必ずしも「成年」という言い方をされていないけれども、成年制度に近い年齢が定められている例となります。

■ 20歳成年制はどのように作られたのか

そもそも20歳成年制は、どのように作られてきたかという話ですけれども、これは、私なりに調べてみたのですが、元々は、8世紀に大宝令という中国から来た律令、それがあって「男は廿一を丁とせよ」ということで、21才を「丁年」と定めていたそうです。

ただ、これは、武家時代になったらあまり効力を持たなくなって、実際には各地で様々な基準が決められていたようですし、「丁年」とは、今問題となっている【契約ができる年齢】とは違って、【税金を納めたり兵隊に行く基準の年齢】ということで、あくまで公法上の制度ということなので、現代の成年制度とは直接的なつながりは無いのですが、この話が若干、後の立法過程で影響してきます。

その後、明治9年(1876年)になって、「太政官布告41号」というものが、「自今満二十年ヲ以テ丁年ト相定候」ということで、「丁年」を20歳に定めています。

次に、施行されなかったのですけれども、旧民法が「成年ハ満20年トス」ということで、今度は「丁年」ではなくて「成年」、つまり、一人で契約ができる年齢を20歳にしようという条文が、1890年になって出てきました。

その後、1896年に、現行の民法が出来てきたわけですけれども、ここでは、「満20年ヲ以テ成年トス」というように定められました。

ここで、少し、立法過程の中身を見ていきたいのですが、当時の資料を見ると、成年年齢につ

いての実質な議論をきちんとされていないようです。当時の法制調査会の記録には、先ほど紹介した（結局は施行されなかった）旧民法の規定の字句を修正したものにすぎないという記述もあるようです。

当時、外国では21歳から25歳ぐらいを成年とすることが多かったようなのですけれども、日本の現行民法ではそれに比べてやや若い20歳の成年制にしたという理由については、平均年齢が短いこと、日本人は精神的に成熟していること、これは少し異論があるかも分かりませんが、いずれにしてもそのような理由を挙げている文献があります。

現実的な問題としては、明治時代の日本は欧米の国とリンクしていかなければならないとされていた訳ですから、欧米諸国に成年年齢を近づけていく必要がある一方で、それまでの日本の世の中は15歳程度を成年とする慣行がありましたので、簡単に言えば、その間を取ったのではなかろうかと言われていました。

また、先ほど「大宝令」や「太政官布告41号」でいう「丁年」というものを紹介しましたが、本来成年と丁年は違うのですけれども、「丁年」について定めたそのような布告などがあったものですから、これを表向きの理由として使ったのではなかろうかとも言われております。

他方、当時の社会慣習はどうだったのでしょうか。先ほどから述べているとおり、法律は明治になるまでありませんでしたので、おおむね13歳から15歳を大人とするということで、しかも地域ごとに様々だったようです。大人になれば何ができるかという点、これも地域によって異なるのでしょうが、結局は、政（まつりごと）に参加する、共同労働を分担して利益を受ける、結婚ができるというようなことでした。このような形で、地域社会で、大体15歳ぐらいを成年として扱っていた訳です。

■ 諸外国の成年年齢引下げの状況

諸外国についてどうなっているかという話をします。レジュメでは長々と書いておりますが、全部を読む時間が無いので一言で言いますと、元々は、大陸法系諸国の法制のルーツであるローマ法系の国は25歳、アメリカやイギリスの英米法系の国では21歳が成人とされておりました。

現在、成年年齢を18歳以上にしている地域は、196か国・地域の中で141か国・地域ですから、70%以上です。元々が25歳から21歳だったものが今は18歳になっているわけですから、その間に引下げが行われているわけですが、それがどのような理由によるのかという分析を「第3 諸外国の成年年齢の状況①」の頁に、①から⑤まで並記しました。

ここで注目すべきことが「⑤ 兵役義務又は志願年齢に合わせた」というものです。つまり、「兵隊に行くのならばお金ももらえるし契約もさせてくれ」という動きがあったこととなります。

それと「② 選挙権年齢に合わせた」というものも結構有力なのですが、結局、選挙年齢を兵役に合わせて決められたという背景があります。つまり、「兵隊に行くのだったら、投票もさせてくれ」という運動がありました。ですので、「② 選挙年齢に合わせた」という理由も、さらに遡れば、「⑤ 兵役義務又は志願年齢に合わせた」に辿り着きます。このような議論の流れがあるという点は注目してよいと思います。しかし、日本では、このような議論はありません。

「第3 諸外国の成年年齢の状況②」の表を見ていただくと分かりますけれども、大体の国で成年年齢が1970年代に引下げが行われたということが分かります。ロシアだけがもっと昔から18歳ということですね。

■ 日本での議論の状況

時間の関係上、諸外国の例を大急ぎで紹介しましたが、成年年齢引下げの動きが日本でどのよ

うに出てきたかという点、こちらはあまり古くなく、2000年頃から出てきたのではないかとされています。

私のレジュメの「第4 民法成年年齢引下げの動き①」にまとめてあるのですが、この中で注目に値するものは、「2 日本国憲法改正手続に関する法律（国民投票法）」ですね。この国民投票法で18歳に投票年齢が下げられた旨に伴って、その附則3条で、公職選挙法、民法についても引下げを考えようという話が出てきました。

実際に、2015年6月に公職選挙法が引き下げられましたが、その附則11条で、民法、少年法についても引下げを検討しようという流れが明記されています。そして、この流れに対して日弁連が2016年2月18日に意見書を出しているという状況であります。

■ 選挙年齢との関係

ここから「第5 選挙年齢と民法の成年年齢の関係」ということで、引下げの中身に入っていきます。選挙年齢と民法の成年年齢を本当に一致させる必要があるかどうか。この点については、難しい議論もあるのですが、結論としては、必ずしも一致させる必要はないと憲法上は考えられています。

そうはいつても、一致させる方が望ましいかという議論はあります。シンプルに考えて一致させる方がよいという考えもありますが、民法の成年年齢の場合は、未成年者取消権を失うというデメリットの側面もありますので、単に権利が付与される選挙権の場合とは区別して考える必要があると考えています。

■ 民法の成年年齢引下げの必要性

「第6 民法の成年年齢引下げの意義」からは、法務省の「最終報告書」（2009年）を参考にしながら検討していきます。「最終報告書」は、なぜ成年年齢を引き下げる必要があるのか、という点について、国がどのように考えるかということを示しています。三つの理由に分けられるのですが、中でも、「将来の国づくりの中心となっていく若年者に対する期待」というものを1番目に挙げているのです。これは、結構、難しいような、おもしろいような、よく分からない部分があります。他方、「最終報告書」の中で、国も若者の自立の遅れについては認めているのです。なので、そのための対策をたくさん練っていかねばいけないということを「最終報告書」自身が言っているのだけれども、そうはいつても少子高齢化社会が進んでいるので、若い人に活躍の場を与える決意を国が持たなければいけないという理屈が最初に来ているということです。ですから、果たしてこの理由が認められるのだろうかという点を検討していく必要があると思います。

私のレジュメの「将来の国づくりの中心となるべき若年者に対する期待②」の頁で幾つか国の施策を挙げておきましたが、このように、若い人はなかなか昔のように夢を持って力強く進んでいくことができないということで、国は、若い人を保護しなければいけないという政策をたくさん打ち立てているのです。そのような状況で、若年者を保護する未成年者取消制度をなくしてしまうということは、矛盾した考え方ではないかということが日弁連の意見です。

二番面の「契約年齢引下げ」の必要性ですが、ここは、18歳になったら働いている若年者は自分1人で契約できていいではないか、例えば親の同意が無くても携帯電話等を買えるようになってもいいではないか、ということが一つの理由とされています。

ただ、これに対しては、私達日弁連は、本当に18歳や19歳の人が契約できなくて困っている事例というものが本当にそれほどあるのか疑問に思っています。仮にあるとしても、そのようなメリットと、取消権がなくなるデメリットというもののバランスが十分に議論されているわけで

はないのではないかと考えております。実際に大学に行かずに働いている人の割合は、それほど多くありません。

三番目の「親権の対象となる年齢の引下げ」については、それほどメリットは多くないと「最終報告書」も認めています。

■ 成年年齢引下げの問題点

「第7 成年年齢引下げの問題点」ということで、成年年齢を引き下げた場合の問題点を簡単に紹介していきたいと思うのですが、日弁連としては、一番大きいものは、「未成年者取消権の喪失」だと思っていますので、レジュメでも「成年年齢引下げの問題点①」としてあげました。今であれば、18歳、19歳の人は、20歳ではないということを理由として、ただそれだけの理由で取り消すことができますので、とても強い防波堤になっているのですね。そのため、悪徳業者などは、20歳ではないということになると、そもそもその人を勧誘しないということになっていきますので、もし引き下げられてしまった場合、18、19歳になると消費者被害に遭う危険性はかなり増大します。

「消費者被害の現状」という頁では実際に幾つかデータを挙げているのですが、「18～19歳の相談件数」頁をみると分かりますが、18歳、19歳の相談件数は、別に減っていません。「最終報告書」が出された2009年から今までずっと一定数あります。

次に、「18～19歳と20～22歳の差異」について比較整理してみたのですが、特に、「相談件数」は「20～22歳」になると増えます。青の棒グラフ（18～19歳）に比べて赤の棒グラフ（20～22歳）が一気に増えています。特に、注目すべき点は、右の「マルチ取引」で、20～22歳になると、非常に大きな割合（12.3倍）で増えています。

「既払金額」は、要するに消費者が業者から取り戻したいお金ですが、これも「20～22歳」の被害の金額が大きいことが分かります。「ローン・サラ金」についても、20～22歳の相談が大幅に増えます。ローン・サラ金の相談が増えるということは、要するに借入をしてまで業者に払ってしまうということなので、悪質な事例といえます。

これらの問題点に対する対策としては国もいろいろ言っていて、私のレジュメでは「問題点を解決する施策 消費者保護施策の充実」で紹介しているのですが、一番上の「説明義務」は、事業者に思い説明義務を課せばいいのではないかとということですが、巧妙に説明されてしまえば、だまされてしまう人は、やはりだまされてしまうのではないかと。次に「専用相談窓口」や「広報」が挙げられていますが、これも、細かいところは読んでいただきたいと思うのですが、実際にはあまり進んでいないだろうと思います。

一番大きな問題は、「消費者関係教育」でしょう。消費者教育が十分になされるべきだけれども、現状は十分なのだろうかという意見がありうると思います。消費者教育の現状については、後の先生方のお話に譲りたいと思いますが、消費者教育推進法が2012年12月に施行されていますが、人間で言えば3歳というまだまだ出来たばかりの法律です。

レジュメでは内閣府が実施した「消費者行政の推進に関する世論調査」の結果を掲載しておきましたが、消費者関係教育を受けた実感を持っていない人が68.4%にもものぼります。

次に、「成年年齢引下げの問題点②」は、「親権の対象年齢引下げ」に関するものですが、その中でも「自立に困難を抱える若年者の困窮の増大」という問題については、要するに、ニートの人達が経済的にますます困ってしまうというような状況が考えられます。同時に、「高校教育における生徒指導を困難化するおそれ」があります。高校3年の一つのクラスの中に大人と子どもが

混在することになります。高校3年のクラスの中で、クラスメイトにマルチ商法を勧誘するという事態が出てきてしまうとされています。

最後に「成年年齢引下げの問題点③」を説明します。ここからは、消費者問題以外の論点も整理されている訳ですが、一つは、「養育費の支払終期の繰上げのおそれ」です。現在の実務では、養育費の支払終期は、20歳までとすることが多いようですが、民法の成年年齢が18歳になると、これも下げってしまうのではないのかという懸念が指摘されております。

「労働契約の解除権の喪失」については、労働基準法で、現状、18、19歳の場合には、本人以外の取消権、解除権がありますが、これも民法が改正されてしまうとなくなってしまう虞が高いということです。

「児童福祉における支援の後退のおそれ」については、児童福祉法31条で児童養護施設での措置を受けることができるための延長年齢が20歳ということになっていますが、民法が18歳に引き下げられれば、これも18歳までしか認められないことになるのではないかと、ということです。つまり、児童養護施設から追い出される年齢が早くなってしまうことが懸念されているのです。

その他、成年年齢については、先にも紹介した通り、少年法その他の関連法令がたくさんあるわけですから、当然「少年法ほか他方の成人年齢引下げへの影響」も懸念されています。民法の成年年齢が引き下げられることで、関連法令についても自動的に、安易な引下げが勧められることが懸念されています。

■ 国民の間で議論がなされているか

最後に、「第8 一般国民の議論や周知」です。「最終報告書」において、国自身も、民法の成年年齢引下げが国民生活にどのような影響を及ぼすのかなどについて、国民に十分に周知徹底されることが必要だと言っています。国民のコンセンサスを得る必要があるという点は、私たちも同感です。

ただし、各種アンケートによると、成年年齢引下げについては「反対」の意見が多く、しかも、「反対」する人の割合はむしろ「20代」の人の方が多いという結果が出ています。

さらに、「成年年齢の引下げに関心があるか」という点でも、「関心がない」という人が半分以上ということで、若い人たちの中で必ずしも成年年齢を引き下げてほしい、引き下げてもいいのではないのか、もしくは、引き下げることに関心がある、というデータが上がってきていません。

最後に挙げたグラフは、「1人で契約できることについて賛成ですか、反対ですか」という質問ですが、やはり「反対」と「どちらかといえば反対」の合計が68%と多数です。また、「どのような条件が整備されたら引き下げてもよいか」という質問もされていますが、「どのような条件が整備されても反対」という意見が43.8%で最多だったという結果も紹介させていただきます。

以上、「民法の成年年齢をめぐる諸問題」について大急ぎで話をしてきましたが、民法の成年年齢の引上げを考えるに当たって必要最低限の問題点をご紹介しますことで、皆さまの議論の一助となれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。

中村さんには、成年年齢引下げの問題点を全体的に俯瞰していただきましたが、実際に対象となる18歳、19歳の若年者の現状はどうなのでしょう。こちらにつきまして、日本女子大学教授の細川幸一さんから「消費者としての大学生の現状と成年年齢の引き下げ議論について」のご

講演をいただきます。資料として、23 ページからのものをご用意していただいております。
では、細川様、よろしくお願いいたします。

Ⅲ 講演 「消費者としての大学生の現状と成年年齢の引き下げ議論について」

日本女子大学教授 細川 幸一氏



(細川) 日本女子大学の細川です。私は、日頃から大学生と接して、主に消費者教育のことをやっておりますので、その感想というか、私の考えを中心にご紹介させていただきたいと思います。

私のタイトルは「消費者としての大学生の現状と成年年齢の引き下げ議論について」ということなのですが、日弁連のこのようなシンポは、いつも素晴らしい資料集がありますし、あるいは中村先生のお話もかなり制度がまとめられておりますので、私は、そのような制度の紹介というよりも、むしろ肌感覚で感じていることをお話したいと思います。

レジュメは、コピーが少し小さいのですが、

これに基づいてお話をさせていただきます。

■ 引下げの意義

なぜこれが問題になったのかというと、選挙年齢が引き下がって今度の参議院選から 18 歳になり、成年年齢も 18 でいいではないかということで、く議論になっているように思います。

そのような意味で言うと、順番が逆ではないかなという感じもしていて、本当に成人あるいは未成年とは何なのかというようなところの議論を詰めたうえで選挙年齢もという話になるべきではなかったのかなと私は感じます。

そのような中でも、今の中村先生のお話にもございましたように、18 歳を成人年齢とするという海外での大きな流れがあるということは事実だと思いますし、積極的な評価をするとすれば、やはり、自分で契約するということ、あるいは自己決定権、私は、この自己決定権や自分らしく生きるというようなものが最近の社会では大きな基盤となっているのではないかなと思っています。

例えば、女性の社会進出。昔だったら深夜の仕事やリスクのある仕事、故に女性にはふさわしくないということで制限していたものも、なぜ、女性がトラックを運転してはいけないのか、運転手を代わってはいけないのかということがあって、そのような保護策が撤廃されている。あるいは、同性婚なども議論になっていますけれども、このようなところが、自分らしく生きる、自己決定権というようなところが重要になってきているからではないかなと思っています。

そのような中で、当然、18 歳になれば独り立ちする人もいるわけですから、親から離れている人が未成年者としての制限を受けていると、これは、いろいろな差し障りがあるということで、それを無くしたらどうだと。そして、大人としての自覚を促す方向に行くのではないかということが積極的寄与としてあったと思います。

■ 引下げの問題点

ところが、問題点があるということで、今回は、消費者ということに焦点を当てていますが、例えば、親権対象年齢の引下げだとか、養育費の支払終期の繰り上げなど、そのような問題についての対策もはかられてないということです。

また、健康被害の問題で喫煙、飲酒ということがありますし、ギャンブルもいろいろな法律があるということがございます。

そうした根拠法を理解してもらいたいが、教育できていないというようなことを考えて、最近、私が作った本があり、そのチラシを配付させていただきました。できれば皆様に1冊差し上げられたらいいのですけれども、そこはかなわないのでチラシだけにしましたが、ちょうど5ページに「18歳の法的規制を考える」と書いてありますけれども、婚姻年齢、刑罰の適用も18歳で非常に違いがありますし、労働者としての扱い、あとは、児童でなくなる、子供としての法が18歳が分岐点になっています。あとは、自動車の免許、そして選挙と、確かに日本でも18歳は大きな分岐点で、18歳と20歳というような形で分かれてしまっているということで、そこを統一しようとする動きは分からないでもないけれども、そこには、やはりいろいろな論点があるので議論が必要ではないかなと思います。

そのような意味で言うと、国法上の統一性と分かりやすさというようなことを挙げる方もいると思うのですけれども、やはり、それだけではない部分があって、ここの法律も趣旨があってその年齢が決められているわけですから、この2ページめに行きますけれども、議論の核心としては、私は、司法上、判断能力があるかどうかという点から、その正面から論じるべきであると考えています。

例えば、成年被後見人という制度がございますが、これは、実は、司法上の行為能力は制限されているけれども、選挙権は、そこで剥奪されていないわけですね。そのような意味から成年年齢や行為能力の有無と選挙年齢とは別個に考えられるべきであることは、明らかではないかなと私は思っています。

■ 大学生の現状

さて、次が大学生の現状ということで、これは、私の全くの主観的な意見なのですが、気質としては、本当におとなしいという感じがいたします。あとは、他人の言うことを疑わないという、これは、素直でいいところなのですけれども「ちょっとそれで大丈夫なの?」「本当にそれで世の中へ出て生きていけるの?」という少し頼りない子供が多いかなという感じがいたします。

あとは、あまりお金を使わない学生が多い感じですね。使わないのは無いからかもしれませんが、本当にお金を使わないなど。節約家が多いのかなという感じもしますし、関心が広がっていかないですね。何か1歩踏み込んで自分が知らない世界を少し見てみようというようなところに楽しみを見出さないというか、そのような感じがしないではありません。

そのようなものは、経済状況から来ているということもあると思います。これは、データですけれども、例えば、東京で独り暮らししている学生の仕送りから家賃を引いた、いわゆる自分が使うことができる生活費、これは、バブルの頃がピークで、1990年には7万3,800円もあったものが、今の学生は、2万6,900円しか無いのですね。

当然、これでは全く生きていけませんから、従って、アルバイトをする、あるいは奨学金に頼るということになります。

今は、われわれの時代とはかなり違って、奨学金をもらっている率が大学によっては50%と言

われています。日本女子大で20%ぐらいですかね。かなりの学生が、アルバイトあるいは奨学金に頼っているということなので、在学中はアルバイトに追われ、卒業後は奨学金の返済に追われるという、奨学金問題も日弁連でもやられていますけれども、これが大きな問題となっています。

ただ、一方で、では、本当に貧しいかというところ、スマホにはお金を掛け、身だしなみにはお金を掛け、それでお金が無いから食べ物も食べない、何か関心があることをしないというような感じがありますね。

私などは、床屋は1,000円のカットで全然かまわないのですけれども、そこでは学生は、まず見ないですね。他のところは削っても美容室で5,000円、1万円払っているかなと思うと、少しちぐはぐだなというような、昔ながらの費用、コストと言えるのかということが疑問です。

あとは「幸福感」と書きましたけれども、何か夢を見て、それを実現しようと思う人があまりいない感じがします。スマホとイオンさえあればいいということで、スマホが全ての消費を吸収してしまっていて、デートはイオンに行けば間に合ってしまうという、今は「イオニスト」という言葉があるそうです。昔は、男の子だったら車やバイク、女の子ならファッションの雑誌を見ていたりしていましたけれども、今は、全く無いです。

そのような中で「消費者力」という言葉がありますけれども、これが非常に欠如しているのではないかなと思います。

まず「思考が発展しない」。例えば「月5,000円で外国語学校に通えますよ」と言われると、もうそれで「ああ、そうですか。じゃあ、自分のアルバイトで月5,000円なら出す」というように思って決断してしまうだけで、それが月謝なのか借金なのか、クレジットなのか、クレジットだったら利息は幾らで総額の支払いは幾らなのかという、自分からそちらの方に関心を持って質問をしたり考えるということがもうできない人が多いのかなと思います。

あとは「科学的思考能力の欠如」。これは、半分、冗談のような話で、夜、星が暗いからフラッシュをたいて写真を撮ったけれども写らなかったというようなこと、これは、大人にもいるかもしれませぬ。あとは、これは、国センなどでも問題提起したと思いますけれども、湯たんぽの栓をしたままガス台に載せて沸かそうとする。あるいは、消費者安全教育になりますが、例えば「ポットのコードに、なぜマグネットが付いているか分かりますか？」などという話をする。「初めて知った。」という学生が多い。「子供が引っ張ったり大人が足を引っ掛けてしまったとしてもポットが倒れないようにマグネットになっているのですよ」と言っても「あ、そうなんですか」と今まで気付かなかったというような話があって、このような思考能力が切れてきているのかなと思います。

あとは、特に日本人は金融消費者力が弱いということがよく言われていますけれども、私は、これをとても強く感じます。今、いろいろな大学で「リボルビング払いの計算を1年間やってみましょう」ということをやっているのですが、そもそも「30万円を年利18%で1年借りたら幾ら返しますか」というこの単純な問題すら解けない学生が、かなりおります、「年利って何？」というような感じで。

とにかく利息は、長く借りれば借りるほどお金が掛かるというその仕組み自体を頭で理解していない学生が多くて、従って「年利18%で、1カ月後に返したら」どうなるかとなると、途端にまた正解率が低くなる。

ましてや、リボルビング払いで毎月5,000円払ったら、そのうちの利息と元本が幾らなのかというようなところまで思考が及ぶ学生がほとんどいません。どこの大学でやっても、この正解率

は1%に行きません。たまにいて「何で分かるの?」と言ったら「ファイナンシャルプランナーの勉強をしているから」というように、むしろ特異な人です。これを分かる人は、かなり特別な人という感じがします。

大人でも分かりません。大人にやっても、10%か20%の正解率しか無いですけども、日本人は金融消費者力が弱いということが言えると思います。

■ 未成年者取消権の効果について

そのような中で消費者としての大学生と成人年齢引下げ問題ということになりますけれども、ここで一番重要なことは消費者問題ということですので、18歳、19歳の若年者の未成年者取消権ということになるだろうと思います。

現在では、ご承知のように、18歳、19歳は取り消すことができるため、これによって未成年者が違法もしくは不当な契約を締結するリスクを回避するに当たって重大な効果を有しています。

しかも、事業者にとっても、やはり未成年者は保護者の同意が必要ということで、このような不当な契約を未成年者に勧誘しようとする、そのような事業者に対しての強い抑止力になっていることは、事実あると思います。

では、18、19は消費者トラブルが少なく、20歳になったら、今、消費者契約のトラブルが急増しているかということになりますけれども、これは、この後の国センの吉松さんからご報告があると思いますけれども、ターゲット上では、明らかに違いが出ております。それは、事実であるかなと思いますので、成年年齢を引き下げれば、そのターゲットとなる層が18歳、19歳までに拡大するということは必ず起きるのではないかと私は思っております。

■ 消費者教育の充実と成年年齢について

ただ、一方、大学生の半数は20歳以上なので、では、その20歳以上のそういう学生はどうかということ、これはこれで問題で、逆に引き下げるのではなくて、引き上げるべきだという議論があるのです。特に、心理学などをやっている方は「25歳にしてい」あるいは「30歳にしてい」など「本当に幼稚になっているから」というような話もありますし、準成年というように成年と未成年の中間の辺りの制度も今の時代は必要なのではないかとことを主張されている方もおります。

そのようなことで、若年層の消費者教育は急務でありますし、仮に引き下げる方向で検討に入るのであれば、やはり消費者保護施策の強化も必要だと思います。行政規制の更なる強化あるいはクーリングオフ制度の拡大というようなことも必要ではないかなと思います。それと同時に、消費者教育も今まで以上にやらなければなりません。

しかし、それは、簡単なことではありませんので、むしろ政策的には成年年齢をこのまま維持した方が意義があるのではないかと、そのような結論になるのではないかなと私は考えております。

ただ、一方で、このような主張に対しては、自立を妨げているというご意見も強くあるのではないかなと思います。特に、未成年者として扱われているために親元から離れている人が、例えば、賃貸借契約などの生活上に必要な契約合意をする場合にも同意が必要なものですから、かえってそれが面倒になって自立を妨げているということも主張されています。

また、現在では、成年擬制が婚姻した者に定められていて、結婚すれば、これは未成年者としての保護が無いわけですね。これは、結婚するからには世帯を持って自分で独立して契約などをする必要があるわけだから、その人たちは保護する必要がないという判断の下かと思うのですけれども、だから、今の段階でもそのような自立を妨げているようなことがあるのであるから、こ

の成年擬制の制度を拡大して、申し出によってそのような成年擬制を採り入れる制度を提言してもいいのではないかなと私は考えています。そうすることによって、保護すべき人は保護し、自立が必要な者についてはその保護を外すという選択的な制度もできるのではないかなと思います。

最後に、保護することが自立を阻害しているということについての批判を今、お話ししましたがけれども、私もそのような部分があって、逆に保護しているから自立が促されていないというようなことがあるのではないかなと思います。

私は、今の教育は、リスクを先送りしているのではないかなと思います。事なかれ主義で問題を起こしてほしくないからなるべく危険なものに接しないように教育しているだけで、結局、そのようなものが最後は大学にしわ寄せが来てしまって、大学で根本的なことを教えたりせざるを得ない状況になってしまっているのですね。過保護というか、しかることもはばかれるような時代になっていて、今は、逆に電車の中でマナーが悪い人を注意したら自分が殺されてしまうという時代なので、誰もが無関心を装わざるを得ないような状況になっていますね。

そのようなものを非常に私は懸念しているのですけれども、何かうまく小さな失敗を積み重ねるような教育ができないかなと思います。そこでは、疑似的な体験をさせたり、例えば、消費者教育支援センターが悪徳商法対策ゲームを作っていますけれども、これは、非常に効果的だなと思います。皆が本当に楽しみながらいろいろな勉強をしていますので、やはりうまく小さな失敗をさせるという工夫も必要ではないかなと思っていますので、そこは、なかなか学校の先生だけではできないところがありますので、消費者教育は、本当にトータルで、座学だけではないものでやる必要があるので、そのような工夫が必要ではないかなと思います。

例えば、先ほどリボルビング払いのことをやっているとお話したけれども、これも、ただ座学でテキストに「リボルビング払いとは」と書いてあったら頭に入らないと思いますね。だから、私は空欄があるシートを渡して、自分たちで計算させているのです。初めにとりあえず自分で計算してみようということで計算させます。全然、分からない学生が多い。「いや、実は、こういうことなんですよ」と言って、その後話すると「うわー、怖い」と心に響くわけですね。「リボルビングって、こんなに怖いものなのか」「こんなにいつの間にか借金をさせるシステムなのか」ということが分かる。やはり一つ一つを体験型の教育にしていかなければ、ただテキストを作って配ったから、パンフレットを配ったからと、そのような教育ではですね、そこを少しやっつけていかなければ、消費者教育推進法は出来ましたがけれども、まだまだなのかなという感じがします。

だから、仮に成年年齢を引き下げるとしても、やはり消費者教育の施策、その在り方の充実をセットにして考えなければ、これは絶対にあり得ないということが私の結論でございます。

以上です。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。細川さんには、大学生の現状と成年年齢引下げの問題点について、非常にリアルに分かりやすくお話をいただきました。

今の先生のお話にもあったように、消費者教育の充実が、今後、課題になってくるわけですが、ここで、大阪教育大学准教授の大本久美子さんから「小・中・高等学校の消費者教育の現状と課題」についてお話をいただきます。資料を25ページ以下でご用意いただいております。

では、大本先生、よろしく願いいたします。

IV 講演 「小・中・高等学校の消費者教育の現状と課題」

大阪教育大学准教授 大本 久美子氏

(大本) 皆様、こんにちは。大阪教育大学の大本です。どうぞよろしくお願いいたします。



私は、普段、教員志望の学生に消費者教育論の授業や初等・中等家庭科教育法という授業で大学生と関わっております。消費者教育というところで現状をお話しさせていただくのですが、本日の報告では、小・中・高等学校における学校消費者教育の現状と課題を検討することで成年年齢の引下げには、今後、どのような消費者教育が必要かということを考えてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

■ はじめに

現在、教育界では、学習指導要領の改訂に向けての議論が活発に行われています。そこで、ようやく 18 歳までに身に付けておくべき資質能力の共有ということが課題に挙げられてまいりました。

つまり、これまでの教育現場では「何を教えるか」というコンテンツ・ベースの考え方が主流になっていて、どれだけ知識を有しているか、その知識をテストで測って、その点数が学力として評価され、その学力によって進学先や就職先が決まるというようなことになっていたのかなと思うのですが、国際的な流れに沿って、ようやく「何ができるのか」「どんな力を身に付けさせることができるか」というコンピテンシー・ベースの考えに基づいた教育改革が行われようとしています。このことについては、また後ほど少しご紹介させていただきます。

それから、もう 1 点、私は、現在、科研費による「リーガルリテラシーを育む消費者市民教育」という研究課題に取り組んでおりまして、この中で海外のいくつかの教育現場を視察させていただく機会に恵まれましたので、そこで海外と日本の教育制度、あるいは、学習環境、学習内容の違いなどを自分の目で確かめることができました。今回その辺りの部分も交えてお話しできればと思っております。

では、レジュメに沿って、順次、報告をさせていただきます。

■ 学習指導要領の改訂

本題に入る前に「はじめに」という所で、教育界の最新の動きと推進法の概要を少しご紹介させていただきます。

次期学習指導要領の骨格案が、昨年 8 月、公表されました。特徴的なところは、指導内容の検討や指導方法・評価方法の改善が図られており、そして、その改善を図るためのアクティブラーニング・学習評価の充実が求められているということでもあります。

そして、これは、先に述べた資質能力の育成に焦点を当てた教育改革ということで、各教科でどのような力を育てていくのかということが中間報告としてまとめられたという段階でございます。

本日の議論の内容に深く関連している高等学校公民分野に「公共」という科目が新設され、注

目をされている状況です。

それから、もう1点、道徳が教科化されまして、小・中学校に「特別の教科道徳」という形で登場するという点も新たな動きになっておりまして、道徳教育としての消費者教育を進めたいと思っている私にとっては、今後、大いに期待したいなと思っているところです。

この「公共」の学習内容は、今のところ、「学習・メディア」、「社会・生活」、「経済・経営」、「政治・行政」の4本柱で、この「社会・生活」のところに生活安全、それから消費者問題に触れられるのではないかなというようになっています。

ただ、この内容が実施されるのは、平成34年入学生からということでありますから、かなり遠い先の話になります。

こちらは、少し見にくいのですが、総則の改善のイメージということで、たたき台案なのですが、ここに「道徳教育」あるいは「18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有」という文言が確認されます。何を言いたいかというと、現行の指導要領では、このようなことがなされていない、つまり、身につけておくべき力の共有がなされていないということであります。

■ 消費者教育推進法について

もう一つ、こちらが、消費者教育推進に関する法律ということで、平成24年12月に施行されたこの法律は、既に皆様ご存じのことと思いますが、これは、消費者市民社会の実現を目指して定められた法律ということでありまして、ようやく幅広い分野の人にも消費者教育が注目されたかなという感があります。

1990年代から学校教育の中に消費者教育は存在して取り込まれていたわけですが、狭義の消費者被害に遭わないための教育であったり、金融分野のお金に関する教育が行われていたり、人によって定義・解釈が曖昧でしたが、この法律で定義が明文化されて、共通理解されたことに大きな意味があるのではないかなと思っています。

それから、もう1点、四角で囲っているのですが、こちらの所に「この法律は、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利である」ということで、その消費者の権利として「消費者教育の機会が提供される」と書かれている、これも評価できるのではないかなと思っています。

この法律を受けて、各都道府県、市町村が推進計画を策定し、行政も消費者教育を推進してくださっているということで、先ほどのご報告でも47都道府県中34都府県という報告がありましたが、そのようなことになっていますので、今日は時間が無いので詳細なご紹介はできませんが、ぜひ、皆さん、ご自身のお住まいの都道府県でどのような推進計画が立てられ、どのように消費者教育を推進しようとしているのかホームページ等でご確認いただければと思います。

前置きが大変長くなりましたが、本題に入らせていただきます。

■ 消費者教育の現状について

まず、消費者教育の現状について、現行の学習指導要領、消費者庁が公表している体系イメージマップ、それから、海外（北欧）の学習内容の3点の資料から順次、説明をさせていただきます。

現行では、小学校、中学校、高校で、家庭科あるいは社会科で消費者教育に関連する内容を扱うというようにされています。最近のものを見ますと、ここに「道徳」が入ってきて、このような法やきまりのという内容も消費者教育のなかみに入れてるように書かれているものもあります。

それから、こちらが体系シートでありまして、見にくいのですが、重点目標がこちらに書かれ

ています。幼児期から成人期までということで、ライフステージ別にそれぞれの重点目標の内容、どのようなことができるようになるかということがライフステージ別に書かれているイメージマップになっています。

これを見ると、消費者教育を通して育むべき力というように見ることができます。これを整理したものが次のものでありまして、一つめが、こちらですね。消費者市民社会の構築ということで、社会の一員として行動する力、消費が持つ影響力の理解、持続可能な消費の実践、消費者の参画・協働、それから「商品等の安全」と書いていますが、安心・安全を求める力、商品安全の理解と危険を回避する能力、こちらが「生活の管理と契約」ということで、消費者の権利と責任、選ぶ力、計画する力ということですね。

それから「情報とメディア」。こちらは、情報を見抜き活用する力やインターネットトラブル、情報リテラシー、このようなものが消費者教育を通して育みたい力として整理されています。

そして、こちらは、北欧の「新ガイドラインにおける消費者教育の学習テーマ」ということになっておりまして、中央に持続可能な消費とメディアとテクノロジー・リテラシーが中心テーマに据えられて、その周りに家庭における経営と参加、消費者の権利と責任、家計、マーケティングと商業メディアというテーマが関わり合っている、そのようなイメージで書かれています。

このように、消費者教育の学習内容が、ようやく共有化されたかなという段階にあり、決してこの学習内容が保障されているわけではないということでもあります。なので、まずは、全ての子どもたちにここに示されているような力をどうやって学校教育の中で体系的に育成していくのか、どの教科で、誰が、どのように教えていくのかということを決めていかなければいけないのですが、まだ、そこまでは示されていないということでもあります。

■ 成年に必要な能力とは

続きまして「成年に必要な能力って？」という所なのですが、これは、この後のパネルディスカッションでも中心的な課題になるかと思うのですが、18歳と20歳の違いって何だろう、「成年になる」ために必要な力って何だろう、そして、私自身が2006年、2007年に大阪府の高校生に家庭科を通してシティズンシップ育成を図る授業を試行しましたので、その話をさせていただきたいと思います。

まず、18歳と20歳の違い。18歳に引き下げられれば、高3のクラスの中に成人と未成年が混在するという話が先ほどありましたが、留年する高校生もいますので、高1や高2のクラスの中にも成人が混じるということで、非常に高校教育現場の中でも混乱するだろうと思っています。

20歳になってから「可能」とされている「飲酒」「喫煙」「親の承諾なしの契約」について考えてみると「飲酒」「喫煙」は、18歳以下でも、やんちゃな高校生などは経験者がいることになっていたり「親の承諾」が必要な契約は、あまりしていないのかなと、18歳や20歳で成熟度は変わるのかなということはあるのですが、高校卒業後の2年間は非常に重要な意味を持っていると思っています。この2年は、やはり大学や社会で多様な経験をして、先ほど細川先生も、小さな失敗をする期間、経験が必要だとおっしゃっていたのですが、そのような多様な経験ができる期間として、この「2年間」は重要な意味があると思うので、やはり18と20歳では、随分、違うのではないかと思います。

そして「成年になる」ために必要な力は何だろうということ考えたときに、では「大人」の条件は、大人とはどのような力を持っている人か、その定義をいろいろ調べてみたのですが、なかなかなくて、偶然、私の手元に岩波ジュニア新書で出されたばかりの本があるのですが『人生の

答えは家庭科に聞け!』、この著者は、横国の家庭科教育の先生と南野忠晴先生と言いまして、大阪府で初めて男性家庭科教員になられた方です。元々は、英語の先生だったのですが、目の前の子供たちの様子を見てみると、英語では教えたいことを教えられない、でも、家庭科だったら、多分、生活のことや自分の生活マネジメントみたいなことを教科として教えられるからということで日本女子大の通信教育で免許を取られて、平成6年に採用試験を受け直して大阪府の男性家庭科教員第1号の先生になられた方なのですが、その先生が書かれた『人生の答えは家庭科に聞け!』の中に大人の条件として「金銭的・精神的・身体的に自分をコントロールして、考えて物事を決断・実行し、その結果を受け止められる人」が大人、つまり、「自分の人生を自分で引き受けていくことができる」というように書かれています。

私自身は、どのように考えているかといいますと、字が小さくて申し訳ないのですが、大学受験のための学習ではなくて、子供たちを社会の構成員として位置付け、持続可能な社会の牽引者として家庭や地域でどのような力を家庭科で身に付けさせられるのだろうかと考えたときに、ここに挙げた四つを考えました。

まず、一つめが「自己管理能力」、そして「生活設計力」「人間関係形成力」「地域・社会活動などに参画できる行動力・実践力」。今日の話で言えば、特に、この赤字の所が関わってくるのだらうと思いますが、生活情報の活用力や他者への共感力・理解力、助けあい支えあう生き方について考える力、社会的役割について真摯に考え行動する力、責任を知り、遂行する力、ここでは役立ち感や達成感などが必要なのですが、そのような力等を身に付けさせる授業実践という形で、例えば、社会とどう関わっていくのか、自分がどのように生まれてから死ぬまで法律や制度と関わっているのかなどを教材資料として渡したりしていました。ここは、いろいろな具体的な話をしながら、社会の一員である、社会の構成者であることをきちんと理解してもらうような授業をしてきておりました。が、自分のことを社会とのかかわりで考えていない高校生には難しい内容だったかも知れません。

時間が無くなってきたので急ぎます。

■ 海外の事例

今、新しい学習指導要領の持つべき姿、そして、この論点整理においては、これから学校教育で目指す「育成すべき資質・能力の三つの柱」が、このように出されています。ここで、何を知っているか、何ができるかということ、成人としての消費者はどのようなことを知っていなければならないのかということ、多分、この後に皆さんで議論することになるのだらうと思っっているのですが、こちらは、シンガポールの中学校の家庭科の教科書でありまして、例えば、私たちは、今「消費者」の定義、あるいは「消費者って誰のこと?」と言ったとき、なかなかすらすらと答えられる中学生が少ないと思うのですが、中学校の家庭科の教科書では、1章を取って「消費者とは、どのような人なのか」あるいは消費者の定義をしっかりと具体事例を示して書かれています。

その章の最初に「消費者」という用語を定義できるようになること、洞察力がある消費者になる役割や重要性を認識する、消費者の権利や責任を説明できる、あるいは、消費者として最善策を探し求め適切な行動を考案することができる、このようなことができるようになるために消費者教育が構成されているということでもあります。

時間の都合でその他の海外の事例は、後半のパネルディスカッションでお話をさせていただきます。

■ リーガルリテラシーを育む

私が、今、関わっている研究で「リーガルリテラシーを育む消費者市民教育」なのですが、これのベースになるものが、平成 22 年から 3 年間、近畿地区司法書士会と共同研究で「“法教育”としての消費者教育」という研究をさせていただきました。

それまで 30 年近く消費者教育に携わっていた中で、この「法教育」という枕言葉が付いたとたん、周りの方が関心を持ってくださった。こちらは、平成 23 年に東京都教育委員会が「法」に関する教育カリキュラムを公表し、東京都内の全小・中・高に配布して、全教科でこのようなことができるようにならなければならないのだとカリキュラム提案されたものです。

そのようなこともあってということなのですが、大変法教育に関心が高まってきた時期だったと思います。その点を受けて、消費者教育の中で、やはりこのようなリーガルリテラシーを育めるような内容、これをぜひ、小・中・高の教員養成で多様な教科でやっていきたいという思いがありまして研究をしております。

こちらの表が、先ほど申しました「法」に関する教育カリキュラムや「道徳」の学習指導要領にリーガルリテラシーに関わる概念に関連するものを整理して新たにまとめたものです。

ここでは、コンシューマー・リーガルリテラシーの構成要素を規範、正義公正、権利義務、連帯、倫理的配慮というような形で整理し、小学校の低学年から中学校まで、どのようなことを体系的に教育課題としてやっていくのかということ、そして、こちらが具体的な学習事例になっています。

学習内容の具体例として、こちらの 3 重の図をご覧ください。この中心にありますものが、消費生活に関連する法律や制度の知識理解、生活上の安全を確保する法律や制度の知識理解、これらの「知識技術の習得」だけではなくて、これを活用するために概念を理解するということが、消費生活に関連した法律の概念や相談の概念、発信の概念、このようなことを理解した上で、具体的な行動事例として「消費生活に関連する法律や制度の本質を正しく理解した上で、消費生活に関連する問題を法的・倫理的・道徳的に認識し評価する」、「そのようなものの見方や考え方で解決できる」、あるいは「消費生活に関連する問題を予見し、リスクを回避できるように行動する」「消費生活に関連するトラブルは、相談機関や専門家に相談する」あるいは「論理的に行政や事業者・生産者に意見や要望を伝える」というようなことで学習内容を提案させていただきました。また「できる」「使える」ということで、今までの教育現場では、やはり「分かる」あるいは「できる」で止まっていたのですが、それを具体的に行動や態度に移せる、つまり「使える」ところまでをしっかりと教育していかなければいけないこととなります。

■ 今後の課題とまとめ

今後の課題といたしましては、学校教育における消費者教育の充実、これは、消費者サイドだけの問題ではなくて、企業・事業者・生産者・販売者などの責任も併せて教えていくということ、あるいは、消費者の定義を明確にしながら、どのような消費者にならなければいけないのかというような具体の姿をしっかりと学習者に伝えていくこと、あるいは、生涯学習としての消費者教育の学習機会の提供ということで、先ほど時間がなくてオーストラリアの事例をはずしてしまいましたけれども、幼児期、小学生期から新たに感性を育んだり、社会と現実生活を切り離さない学び、生活に密着した学びをどう作っていくか、それから、学校教育だけではなくということなのですが、家庭教育を含め、基本的な自己管理能力や人間関係形成力など、このようなものも育成していかなければいけない。

そして、あらゆる機会をとらえて「法的かつ倫理的、道徳的なものの見方、考え方」を育成していくことが消費者教育の課題になるだろうと考えています。

結論としては、この成年年齢引下げの議論に対応する教育の在り方を早急に検討する必要があるだろうということ、そして、社会のさまざまな問題や議論を知り、それらに対する多くの情報や知識を得て、自分なりの判断と意見が持てるような教育、このようなことを進めていかなければいけないだろうということを現時点では考えております。当面の課題としては、もし引下げが決定したとしても18歳・19歳の未成年取り消し権は一定期間継続するような形で、それと並行して教育現場で確実に「契約概念」が身につくような機会を提供し、高1段階でしっかりと学習するシステムを構築していかなければまずいだろうと考えているということです。時間の都合で海外のところを少し省かせていただきましたが、後半のパネルディスカッションでお話をさせていただきたいと思います。ご清聴いただきまして、ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。大本さんに消費者教育の現状と課題について明確にさせていただきましたところで、続いては、相談の現場から「若者の消費者トラブルの実態」につきまして、独立行政法人国民生活センター総括主任相談員の吉松恵子さんにご講演いただきます。資料は、41ページからになります。

では、吉松様、よろしくお願いいたします。

V 講演 「若者の消費者トラブルの実態 —相談現場からの報告—」

独立行政法人国民生活センター総括主任相談員 吉松 恵子氏

(吉松) 皆様、こんにちは。国民生活センター総括主任相談員の吉松です。よろしくお願いいたします。

私は「若者の消費者トラブルの実態—相談現場からの報告—」というテーマで、ありのままの消費者トラブルにつきまして、P I O-N E Tデータと具体的な事例の2面からご報告をさせていただきます。

まず、P I O-N E Tデータの分析から報告させていただきます。

P I O-N E Tとは、お手元の資料にありますとおり、全国消費生活相談情報ネットワークシステムと言いまして、全国の消費生活センターの相談員さんたちが受けた相談情報を蓄積している消費者トラブルのデータベースなのですね。それを分析したものを踏まえてお話しさせていただきます。

■ 相談件数の分析

契約当事者が18歳から22歳までの相談件数の推移をご案内します。

今、ご覧いただいて分かるように、18歳、19歳、これはブルーとオレンジ色の左側の2本ですね。20歳になると、この緑の斜線ですけれども、これが一気に伸びて、さらに、21、22になると、少し微妙だけれども、やはり18、19よりも多いということがご覧いただけるとと思います。



下の「20歳」と書いてある中には、ご本人が正確に年齢をおっしゃらないで、20歳代というように申し出があった件数を含んでおりますけれども、それを踏まえましても、やはり20歳を過ぎると相談件数が増えているということがお分かりいただけます。

大体、件数で言うと、20歳だと1万件を毎年コンスタントに超えておりますね。この件数自体についてそんなに多くないと思われるかもしれませんが、実は、消費生活センターに相談をしている数は、消費者全体でいくと2%から3%の範囲でしかないのですね。特に、若者は、非常に相談するベースが低い。ですから、実数としては、間違いなくこの30倍以上はあるだろうと私どもは思っております、決して少ない件数ではないと考えております。

ということで、本件の分析としては、当事者が20歳から22歳の相談件数は、各年度において、つまり、2010から2015の各年度において、いつも未成年の相談件数よりも多い、大人になったことをきっかけに相談が増えているということがあります。

■ 商品・サービス等の内容の分析

次に、契約当事者が未成年の場合と、さらに、成人になった場合の商品・サービス別のランキング、どのような商品やサービスに関して相談が寄せられるかということから見たデータをご説明させていただきます。

まず、18歳のときには、これは、変化を見るために変化が著しかった項目に色を付けてあります。18歳のときに「脱毛エステ」は、わずかに20位に顔を出しておりますね。「アダルト情報サイト」は、常に1位なのですけれども、これは、ご承知のようにパソコンやスマートフォンやタブレット端末などで無料登録かと思ってクリックしたら高額な料金を請求されたといういわゆるワンクリック詐欺、架空請求のご相談で、全年代を通して数字が高くなります。

特徴的な変化という観点から見ますと、18歳のときにわずかに20位に顔を出していた「脱毛エステ」は、その後20歳、21歳、22歳になると、「脱毛エステ」「痩身エステ」「美顔エステ」、更には「医療サービス」といった、エステ、美容関係、美容医療関係の相談が増えます。この「医療サービス」は、美容医療なのですね。

具体的に言いますと、女性の場合は、レーザー脱毛、二重まぶた、男性の場合は包茎手術がこの「医療サービス」の中に含まれます。

それが21歳になっても22歳になっても「脱毛エステ」「痩身エステ」「美顔エステ」、それから「エステティックサービス（全般）」が、かなり上位に進出しておりますし、さらに、「他の内職・副業」が20歳で20位、それから21歳でも「他の内職・副業」が17位に到達しております。

「他の内職・副業」とは何かといいますと、アフィリエイトや競馬必勝法やFX、そのようなもので「お金がもうかるよ」というようなことで言ってきて何かお金を払わせる、そのようなトラブルですね。だから、お金もうけと美容の相談が多いということです。

さらに男女別を見てみますと、非常にきれいに分かります。男の相談の商品・役務ランキングは、4位に「フリーローン・サラ金」がある。20歳になると未成年契約で取り消されることが無くなりますので、消費者金融が非常に利用しやすくなってまいります。さらに、男の人は、お金儲けに弱い。「他の内職・副業」が15位に顔を出しています。

「教養娯楽教材」が16位に出てきますけれども、これは何かといいますと、やはりネットビジネスやネット上の情報商材をダウンロードして、その中にお金をもうける方法が書いてある、そのようなものなのですね。これは、クレジットカードで数十万円ぐらいで決済をして、ダウンロードして内容をよく見てやってみたけれども、ほとんどもうからない。アフィリエイトやドロ

ップショッピング，そのような中身が多いですね。

女性は、本当に顕著に脱毛，痩身，美顔のエステ，それから「エステティックサービス（全般）」で，やはりお金が借りやすくなった，借りたお金でこのような契約をする「フリーローン・サラ金」，それから「医療サービス」，美容医療ですね。非常に女性の場合は美を追求，男性はお金を追求という傾向が強いです。

ということで，分析です。20歳から22歳では，18歳，19歳で上位にあまり見られなかった「脱毛エステ」や「痩身エステ」などの美容関係，「他の内職・副業」「フリーローン・サラ金」の相談が顕著になっています。はっきりと男性・女性で相談が分かれています。

ただ，男性は「マルチ取引」と書かれていますけれども，実は，お金もうけは，ほとんどが「まず，お金がもうかる」，かつ，そのお金もうけの話了他の人たちに広めていって，「更に，そのことによる収入も入る」ということで，2重の意味でお金がもうかるというような投資をするものが非常に多いのですね。

■ 取引形態の分析

では，次に，契約当事者が未成年の場合と20歳の場合で，販売購入形態，つまり，取引類型を見てみたいと思います。

上位3位は，どの年代も変わりありません。やはり，1番は「通信販売」，2番は「店舗購入」，3番が「訪問販売」ですね。それは，変わらないのです。ただ，20歳を過ぎると，成人になると，途端に「店舗購入」の額が一気に増えてきます。それは，なぜかといいますと，エステティックサロンにしても，美容医療クリニックにしても「店舗購入」という取引類型に分類されるからなのです。

それから「マルチ」と「電話勧誘販売」，これは順位自体はそれほど変わらないのだけれども，割合は，一気に増えていることが分かります。つまり，人を誘って「お金がもうかるよ」というような勧誘は取り消しをされてしまうおそれがないからこそ事業者は後押しをするのだというようなことが分かります。

そこで，男女別の傾向を詳しく見てみましょうということで，これを見ますと，男の人は「電話勧誘販売」や「マルチ取引」が一気に増えている。女の人は「店舗購入」で，20.9%から25%，そして38.5%というように倍近くに増えているということで，女の人は美を求めているというような傾向がある。

分析です。

18歳，19歳では「通信販売」がそれぞれ62%，68%ということで，ほとんどがスマートフォンを通じてネットで何かを買っているというような傾向がつかめます。

一方，20歳になると，それもやはり多いことは多いのですけれども，かなり減ってきて，他の販売購入形態，つまり，消費行動が非常に多様化してくるということなのです。18歳，19歳では，自分のスマホの世界に生きているけれども，20歳になると非常に広がってきて「電話勧誘」や「マルチ取引」が増えますけれども，男の方は分かりやすいのですが，「店舗購入」が増えている。女性の方が積極的に店舗契約を結ぶようになってきているという傾向が分かります。

■ 既支払金額の分析

では，次に，金額です。

契約当事者が未成年の場合，さらに，20歳を過ぎた場合の契約購入平均金額を整理したものです。18歳，19歳は，16万円から20万円。全て20万円の中に納まっています。20万円以内か

21万円、大体、その程度です。だけれども、20歳を過ぎると一気に伸びて、男の子は39万円と倍近い伸びになってしまいますね。

これは、推測ですけども、18歳、19歳の金額は、取り消しされてしまえば元も子もないわけですから、事業者さんが取り消しを懸念して契約金額を抑えているのかなという感じがします。

20歳になると、これは、消費者金融、学生ローンを利用してということが非常に多いのですね。ローン・クレジットで契約いたしますと、契約金額は高額になっております。

さらに、既払金。これだけの契約をして幾ら払っているかという所を見ますと、18歳、19歳は大きな割合で払ってしまっていて、20歳も、結構、払っていると。契約金額に占める既払金の割合が高い、つまり、センターに相談したときには、もうかなり契約したお金を払ってしまっているというような状態なのですね。

これは、二つぐらいの原因があるのかなと。結構、若い人たちは、思い切りよく、金払いよくお金を使っている、かつ、センターに相談することがあまり早い時点ではないので、もうかなり払ってしまってから、お金を払っていなかったら、その時点で食い止められるわけですけども、払ったお金は非常に取り戻しにくいです。

まず、学生ローンを利用していると、やはり学生ローンの心配は、事業者さんからお金を取り戻したとしても利息込みで支払いをしなければいけないので、返済も滞ってしまっている、悩ましい問題と思います。

ということで、分析です。

平均既払金額は、上がります。

さらに、今、データが出ていませんけれども、取引類型別金額の既払金を見ますと、20歳を過ぎると平均金額は店舗購入が一番高いのですね。何といても店舗で契約をする者は、エステや美容医療で、美容医療の金額が高くなっているわけです。ですから、54万円で医者に掛かった、訪問販売が47万円、マルチが37万円。決して、20歳から22歳にしては低くない金額の契約をしていることになります。

でも、一方で、この下の方の20歳から22歳における既払金の平均金額は、マルチが41万で最も多い。

■ 最近の相談事例の紹介

では、次に、最近の相談事例を紹介したいと思います。

まず、事例1。SNSで知った女性に連れて行かれた事務所で自己啓発セミナーの契約を勧められ、借金で会費を払うように言われた。

人見知りの性格について、悩みなどを書き込んだら、女性が共感の書き込みをしてくるようになった。先月から実際に会うようになり、性格改善に詳しい人を紹介すると言われた。昨日、その女性に、ビル内の事務所に連れて行かれた。そこで代表者の男性を紹介され、セミナーの受講を勧められた。入会金約90万円を払えば、自己啓発セミナーを全て無料で受講できると。同席した女性も話に加わり「いいじゃない。この機会に全額払っちゃおうよ」などと言った。「学生だから、そんな大金は払えない」と言ったところ、男性が「銀行でローンカードを作れ。その際は、申込書には当社の正社員と記入するように」と言った。2人から強く言われ断りきれず、仕方なく女性同行で銀行に行った。しかし、申込書に「勤続1年」と書いたため与信限度額は50万円と言われた。女性が事務所と連絡を取り、他の銀行で残り40万円分の与信を受けると言う。これ以上カードは持ちたくない。女性にセミナーは契約しない旨を伝え終電で帰宅した。お金は1

円も借りていないが、業者にはどう対処すべきか。

まじめでナイーブな若者の心の悩みに付け込んだ手口ですね。幸い、お金を借りていなかったのも、そのまま事業者さんの接触を断つようにという助言で事なきを得たというケースです。

事例2は、エステですね。エステの体験に行ったら痩身コースを勧められて、クーリングオフしたいというもの。

以前利用したという友人から評判を聞いて自分でもネット広告を見て、痩身エステの体験のために店に行った。体験後のカウンセリングの時に感想を聞かれ「良かった」と答えたら、2か月間20回の痩身コースを勧められた。高額だったため「学生で払えないのでまた考えてから来る」と断ったが、毎月の支払額が約1万3,000円の分割にできると言われ、断り切れなかった。クレジットカードは持っていたが「新しいカードを作りましょう」と言われ書類にサインした。クレジット会社名は分からない。頭金として9,000円を現金で支払い、領収書だけもらった。他の書類は何ももらっておらず、契約内容もはっきり分からない。明日の予約をとり、書類は明日渡すと言われた。29万円くらいの契約だと思う。商品などの契約はしておらず、何も受け取っていない。

これは、体験からコース契約になり、更にクレジットを組ませ、その場で書類を渡さずにクーリング・オフをさせないようにして翌日につなげている例ですね。

事例3、美容医療。顔の脂肪溶解注射のお試し注射ですね。高額なコースのローン組んでしまった。

インターネットで調べ、小顔になれる脂肪溶解注射のトライアル（注射1本1cc通常8,000円が4000円という施術）を受けに行ったら、カウンセラーから「1度の注射では効果がない。5回受けてすごい効果が出た人がいる」と言われた。しかし、全部で約20万円と聞き、学生なので無理だと伝えたが、「月1万円です」と言われて申し込んでしまった。アルバイト収入を伝え「多くて年に50万円ぐらい」というと「審査が通らないかもしれない。90万に盛ろう」と言われ、そのとおりにした。その後注射を10本、両方の頬骨の辺りと両えらに打った。翌日頬骨に青痣ができ、顔全体が痒く腫れていた。1週間ぐらいで治ったが、体に合わないと思った。両親に叱られたこともあって解約したいと電話で伝えたが「できない」と言われた。仕方なくもう1度注射したがやはり腫れてしまったのもう受けたくない。施術を受けていない分は払いたくない。

事例4は、同僚に勧められ新しいアフィリエイトサービスへの入会に同意し会費を振り込んだ事例です。

17日前の休業日に、勤務先の同僚に誘われ、セミナーがあるというので繁華街のオフィスビルに行った。30~40人が集まっており、同僚の上位の人が説明をし、1時間くらい聞いた。「今までにないアフィリエイトのサービスを進めていくものだ。会員になって利用者を紹介すれば手数料を得られる。」という内容だった。無料会員と有料会員があり後者は約20万円の会費を払うが無料会員であれば紹介数に制限があり少数となるのに対し、制限なく紹介できるということだった。その場の雰囲気から同僚にも断り切れず、同意してその場で自分のスマートフォンで申し込みサイトを開き、名前、住所、電話番号、付与されたID番号などを入力し登録した。またそのまま金融機関の自動預け払い機に行って会費を振り込んだ。その後、インターネットでこのサービスについて調べたところ、不審であるという書き込みを見つけた。消費者センターに相談すれば会費の返金を受けられるとあった。やはり入会をやめ返金してもらいたい。

これは、アフィリエイトサービスですけれども、この方は、具体的な活動内容の他、もうかる仕組みをほとんど理解していませんでした。「無料でもいいんだよ」と言われてついていったのだけれども、結局、有料に誘導されたということで、契約した後で分かるというご相談が非常に多いのですね。

次の事例5は、非常に問題があるケースです。

息子が知人から誘われ、8台のスマートフォンと通信を契約し16万円で売却していた。相手と連絡が取れないが、どうすればいいか。

息子は20歳の大学生で、友人の知人から「スマートフォンを契約して売却すれば、お金がもらえる」と誘われ、7月に大手携帯電話通信会社3社の各販売店で合計8台のスマートフォンを分割で購入し、通信契約をした。知人と会い、SIMカードを抜いてスマートフォン8台を渡し、16万円を受け取ったと言う。その知人とはSNSで連絡を取っているため、電話番号は不明である。スマートフォン8台の利用料金は月々約6万円で、全て2年間は解約できず、中途解約をしても機種代金と違約金で約80万円が掛かる。どのように対処すればいいか。

もちろん、この支払い義務はありますし、この方は、携帯電話の不正利用防止法に違反する可能性がある。ですから、刑事責任を問われるおそれがあります。このようなものには、絶対、近付かないでほしいと思う事例です。

事例6、これは、モバイルルーターやゲーム機などをプレゼントすると言われた事例ですね。時間の関係で端折りますけれども、この方は、ボーイフレンドと2人で大通りを歩いている、モバイルルーターのプレゼントということで声を掛けられて、いつの間にか、タブレット、ゲーム機、ウォーターサーバー、全部抱き合わせで契約をさせられてしまったというケースですね。途中で思いとどまろうとしたのだけれども、押し切られてしまった。通信料の金額が大きくなってしまった、そのような契約であります。

雰囲気に乗せられ、プレゼントで釣られてしまっている事例ですね。

それから、最後の事例7ですね。これは、実は、18歳の学生さんのケースなのです。なぜ、ご紹介したかということ、少し一部を読みますと、SNSサイトで自身の芸能活動に関するブログを載せている女性からアプローチを受けた。テレビ局と同じ建物の中のテレビ局とは別の喫茶店で話を聞いた。プロデューサーや芸能活動のブログの作成をしているという人がやって来て「あなたのコンサルティングをしてあげるよ」と言って、50万円なのだけれども、最初は1万円ぐらいで少しずつ返せばいいと言われて「両親に相談したい」と言ったのだけれども、その場で契約書を作成して1万円払ってしまった。その後、センターに相談があって、この方は18歳だったので、すぐにセンターに来てもらって、詳しい話を聞いて、説得をして取り消し通知を出してもらおうと思って話を聞いてみたら、実は、同意事項確認書、コンサルティング契約書を交わっていて、その同意事項確認書の中に三つの条項に「はい」「いいえ」で選択する所の「はい」に○を付けていたことが分かりました。

その一つが「私は、タレント、俳優、アイドルなどの芸能等に係る個人事業者です」、二つ目は「当契約の目的は上記の営業目的です」、三つ目は「当契約金額は、親権者から処分を許された財産の範囲内です」です。コンサルティング契約書には、契約期間90日間49万8,000円のコンサルティング契約が記載されていたのですけれども、この契約は、特定商取引法26条の適用除外、営業のため、営業としての契約でありクーリングオフは適用されないという条文があり、書面の相談者は末尾に同意のサインをしておられます。非常に悪質性が高いケースなのでご紹介しまし

た。

ご清聴ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。

正に、未成年者取消権が若年者の消費者被害のとりでになっているということ、そして、引下げによって18歳、19歳の被害が増大することをデータでお示しいただきました。

では、ここで休憩を取らせていただきたいと思います。たいへん短い時間で恐縮ですが、2時40分から次に後半を再開させていただきたいと思いますので、5分少々、休憩を取らせていただきます。

(休憩)

(司会) それでは、シンポジウムを再開させていただきたいと思います。

ここからは、パネルディスカッション形式で前半の議論を掘り下げていただきたいと思います。パネリストには、先ほどご講演いただきました日本女子大学教授の細川幸一さん、大阪教育大学准教授の大本久美子さん、国民生活センター総括主任相談員の吉松恵子さん、日弁連の中村新造さんをお迎えし、コーディネーターは、日弁連消費者問題対策委員会委員の望月敦允さん、本シンポジウム実行委員会委員で第二東京弁護士会所属の石丸文佳さんをお願いいたします。

では、よろしく願いいたします。

VI パネルディスカッション「成年年齢引下げを考える」

(パネリスト)

日本女子大学教授 細川 幸一氏

大阪教育大学准教授 大本 久美子氏

独立行政法人国民生活センター総括主任相談員 吉松 恵子氏

日弁連消費者問題対策委員会副委員長 中村 新造

(コーディネーター)

日弁連消費者問題対策委員会委員 望月 敦允

シンポジウム実行委員会委員 石丸 文佳

(望月) パネルディスカッションの司会を務めさせていただきます岩手弁護士会の望月と申します。

(石丸) 同じく、第二東京弁護士会の石丸です。よろしく申し上げます。

(望月) では、中村さん、細川さん、大本さん、吉松さん、本日は、よろしく願いいたします。

先ほどの講演では、中村さんからは成年年齢が20歳に定められた経緯が、成年年齢の引下げの意義、問題点というような話を、細川さんからは、成年年齢引下げの問題点と日々接している大学生の現状を、大本さんからは、小・中・高での消費者教育の学習内容や成年に必要な資質というような話を、吉松さんからは、若年者の消費者被害の相談状況や、実際に相談を受けている具体的事例の紹介をいただきました。



早速、パネルディスカッションを始めさせていただきます。

■ 引下げの議論の経緯

初めに、中村さんにお聞きしたいのですが、講演の中でもご指摘がありましたけれども、大事なことと思いますので、改めてお聞きしたいと思います。そもそも、なぜ今、民法の成年年齢の引下げが必要なのか、随分、唐突に議論が浮上したような印象があります。中村先生、この点

は、どうでしょうか。

(中村) 私の講演の中で少しご報告させていただきましたとおり、20歳の成年年齢は、明治民法を制定する過程においても、それほど激しい議論がなされたわけではないようです。日本の中では、15歳ぐらいの年齢で、大体、社会慣習として大人として扱われて来たものが、諸外国との交流を持つ中で20歳にしよう。そのときには、丁年という公法上の制度—その定義については長々とお説明しましたが—の年齢を説明のために利用した。そして、そこから、つまり、明治以降、20歳という成年年齢を変えようという動きはなかったのではないかなと思います。

その中で、最近の動きとしてご紹介したことは、この私が配ったレジュメ「第4 民法の成年年齢引下げの動き」の頁に書いたのですけれども、どうも2000年頃なのではないかなと言われています。

その理由は、少子高齢化が進んで来て、若い人の意見を採り入れなければ、政治および社会が活性化しないのではないかという議論が出てきたこととともに、これは、はっきりとは分かりませんが、出てきたのは、恐らく民主党政権の頃ではないかと。要するに、若い人に支持者層が多かった民主党が政権を取ったときに、選挙年齢を引き下げて、それが民法や少年法などにも波及したのではないかなと私は思っております。

(望月) ありがとうございます。

選挙年齢が引き下げられ、来月の参議院選挙からは18歳から選挙権が認められます。この民法の成年年齢の引下げの話も、近いところで変更される可能性があるのでしょうか。早ければ、いつ頃に引き下げられる可能性があるかというような点などで分かっていることがありましたらお願いします。

(中村) これは、大変難しい質問でして、私のはっきりとした答えはもちろん持っていませんけれども、ヒントとなるものは、私がお配りしたレジュメの「民法の成年年齢引下げの動き」の「8 自由民主党政務調査会・成年年齢に関する特命委員会『成年年齢に関する提言』」ですね。最近、この問題について出された書面としては、この「成年年齢に関する提言」ということで、昨年9月でありました。

この提言では「現状の消費者教育等の施策の充実強化を図るとともに、国民への周知が徹底されるよう、その施行時期については、必要十分な周知期間が設けられるよう配慮する」と書かれています。ですから、少なくとも今すぐ下げるというわけではないのかなと思っています。

その次に「民法については、社会的影響の大きさや、教育面の対応、施行までの準備作業に要

する期間などを踏まえ、少なくとも3年程度の周知期間とともに、必要な経過措置を設ける」ということで、3年後に法改正するのか、それとも、法改正したとした後3年程度の施行期間を取るのか、ということはここからはよく分かりませんが、すぐ来年から18歳に下がる、世の中がそのようになるというわけではないのではないかなと捉えています。

ただ、各関係者に聞いたところでは、早ければ、2年後くらいには法改正の審議に入る可能性はあるのかなと、そのように思います。

(望月) ありがとうございました。

■ 若年者の消費者被害の状況

(石丸) では、18歳、19歳、20歳という若年者の実際のところはどうなのかという点についてお話を聞きたいと思います。

吉松さん、先ほど18歳、19歳の相談件数と比べて20歳になると明らかに相談件数が増えるという実態があることをご紹介いただきましたが、このような顕著な差が生じるのはなぜなのでしょうと現場の観点から思われますか。

(吉松) 相談者件数という観点からということですか。

(石丸) そうですね。

(吉松) 皆さん1人1人は、とてもいいぽっちゃりだったりお嬢さんだったりするのですが、でも「幸せに育ってきたなあ」という感じがいたしまして、素直で、行きずりの人とも、すぐにその人の言うことを真に受けてしまって人の話をしかも聞いてしまうのですよね。そこで聞いたことを素直に感動してしまって、疑うということを知らなくて、かつ、少し強く勧められると、断ると相手に嫌われるのではないかということをおそれて断ることができないのです。そうすると、ずるずると相手のペースに乗せられて、そのまま契約に至ってしまうという感じなのです。

ですから、この事例を大体ご覧いただいて、何でこんな大きなお金を言われるがままに払うことになってしまうだろうと皆さんは思われているかもしれないのですが、私たちが詳しく聞きますと、無人契約機の外まで付いてきて「僕がここで待っていてあげるから、中で1人で頑張っておいでよ」というような感じで見守られているような気になって、お金を借りて、出て来てお金とカードをそのまま渡してしまいました。「その相手のことを何で知ってるの?」と言ったら「SNSのID、パスワードだけ」などということが、結構、件数が起きてしまっている。

それは、軽率と言えば軽率です。かつ、契約したのだけれども、契約は守らなければいけないと思っていないので、そのまま払わなければそれで無くなるだろうというような感じで放っておいてしまうというような感じになっちゃうかなくなってしまふ、そのような感じがします。

(石丸) 大切に育てられたお子さんたちは信じやすいということなのかもしれませんが、それが20歳になると増えるということは、業者が年齢を確認するずべを持っているということでしょうか。

(吉松) そうですね、消費者金融でお金を借りるときには、当然、20歳の証明書とか見せますから、業者は、明らかに20歳を狙っているなという感じは、正直言って印象として持っています。

(石丸) そうしますと、もし、成人年齢が18歳に引き下げられるということになれば、被害は当然、18歳から生じるようになると思いますか。

(吉松) 思いますね、残念ながら。

(石丸) はい。

では、18歳、19歳、20歳は、とても信じやすいお子さんたちだということですがけれども、特に、どういった部分で感じますか。具体的な経験が、もう少しあれば、お話しいただければと思います。

(吉松) 20歳のご相談がということですか。

(石丸) そうですね、20歳に限らず、若い子たちの判断能力の無さというところです。

(吉松) 18歳、19歳では成熟度が低くて20歳になったら急に成長することは全然ないのですけれども、やはり全体的な特徴は、先ほど言ったような感じなのですね。それは聞くのですけれども、18歳、19歳が当事者の場合は、私たちも「やったー」という感じになって「あ、これは取り消しできる」と思って、取り消しもできるし、親御さんも巻き込むということで、相談を受け付けるときの視点が全体に違ってしまうという部分が残念ながらあります。

20歳だからといって成熟度が変わってくることは無いので、20歳になると、やはり、今度は問題点ということに重点を置いて抱えてくるので、18歳、19歳の場合は、その問題点のとおり取り消し交渉をするという感じでは正直言ってなくて、取り消しができるかどうかということが焦点になって、そのような意味では全く私たちの視点が違うという感じです。

それから、20歳から30歳ぐらいまでの間の相談は、正直言って、未熟さや若年層の特徴は、全部出ているのかなと感じました。全体的に傾向としては未熟だな、無責任だなという感じを受けます。

(石丸) 個人差は大きいと思うのですけれども、吉松さんの印象としては、何歳ぐらいなら安心感を持てると思われませんか。

(吉松) 本当に個人差は大きいです。20歳代後半の働いている方。もし、所帯を持っていれば、なおいいかなと。

ただ、残念ながらオンラインゲームにはまってしまうのは30歳代男性会社員という実態なのですけれども、20歳代前半は、どれも似たり寄ったりだなと私は思っております。

(石丸) ありがとうございます。

では、細川先生、先ほど先生の講演の中で大学生の幼い印象の話をされていましたが、現実には大学生が消費者トラブルに巻き込まれた場合の対処能力については、どのようにお感じになっておられますか。

(細川) 問題と思うのは、まずは、被害を受けたと認識したときにどう行動するかということが一つですね。

それ以前に、被害を受けたという認識が無い人がいるという、これは、どうしたらいいのかという話がありますね。それから対処方法ですね。

だから、そのような人が結構いて、私は、大学で消費者のトラブル事例などを話しして、初め



て「実は」「私も」と言って来て「こういうことを経験したんですけども、これも消費者被害ですか」と言うような場合もあって、そちらはどうしたらいいかといういろいろの問題があるかと思えますね。

あと、私が思うことは、最近、法律だと「一般消費者」や「消費者一般」という言葉が出てきますけれども、消費者概念自体が、もう揺らいでいるというか、どのような消費者像を想定して消費者保護施策を取ればいいのかということが今の時代は分からなくなっているのですね。「消費者」と言っても本当に多種多様で、クレーマー的な過剰な権利を行使する人も一方でいるわけですね。

一方で、全く権利意識も無く、被害を受けてもそのまま受け入れてしまうような人もいて、正に今日の議論は、どのような、何歳が成人年齢として相当かということだろうと思うのですけれども、もうそのようなことが言えなくなっている時代のような気がします。

例えば、私の授業でアンケートの採り方などを教えているのですけれども、今までのアンケートの採り方は、グラフィック要因と言われる人口統計学的な要因で、男や女、何歳などの形で統計を取っていたのですけれども、今は、もうそのようなことは言わなくなって、ライフスタイル要因別の分類の方がよりいい統計が見られると言われているのですね。人口的なものではなくて、その人のライフスタイルごとでグループを作っていかなければ、もうどうしようもないという、だから、正に、個々によって、全然、成長の度合いが違っていて、19 だから子ども、あるいは30 だから大人と言うと、先ほどお話ししたように、ゲームをやっているだけの30歳もいたりして、成年能力者制度を一律に何歳と言うこと自体が、私は、なかなか合理性を見出せない、そのように感じています。

(石丸) 一律な成長は見られないということのようですね。

では、大本先生、先生も普段から大学生と接しているお立場かと思いますが、どのように思いますか。大学生の対処能力についてという質問です。

(大本) 大学生の……。

(石丸) 細川先生にもお聞きしたのですが、大学生の印象、それから彼らの対処能力はどのようなものでしょうか。

(大本) 今日の話とは直接関係していないのかもしれませんが、今の細川先生の消費者像の揺らぎで「クレーマー的」ということで、今、少しひらめいたのですけれども、後ほどスライドでオーストラリアの卵の話をしようと思うのですが、その卵とも関連して例えば、熱々の卵かけご飯をお弁当に持たせる。炊き立てのご飯に生卵を掛けてお昼まで置いておくとうなるか分かりますね。

それでおなかが痛くなったから卵が腐っていたとお店に文句を言いに行く、そのような友達がいたという話を、この間、お弁当のときに大学生から聞いて、やはり「あ、そういえば、卵が要冷蔵と言うのは、卵が置いてあるスーパー、冷蔵庫にもあるのですけれども、常温の所にあるので卵は常温保存が可能だと消費者が思っている。割っても、もちろん常温でいいと思っている、そのような人たちが増えているということに驚かされたという経験をいたしました。製品安全の分野も研究をしているのですが、大学生の実態をいろいろお聞きしていると、例えば、カラーコンタクトや普通のコンタクトをしている学生さんがうちのゼミ生の家に泊まりに来ると、そこでいろいろな対応をする学生がいるので、そこは様々だと言っているんですけども、1日ぐらいつけたままでも大丈夫だという経験があったので、危ないとは思っていても、そのままコンタクトをはめて寝ている。近くのストアに行って代わりをきちんと買ってこる子、それぞれ友達が

泊まりに来ると対応が違うのです。「その違いは、どこからなんだろうね」という話をしたり「この18歳の引下げをどう思う？」という話を聞いたりしても、やはり困ると言う学生さんが多かったり、取消権があることすらも知らない学生がいたり、あとは、クーリングオフ制度を習ってきたのだけれども内容を正しく理解していなくて、自分に都合のいいように解釈をして全て無条件で解約できると思い込むので、当然、お店に行ってもクーリングオフができる、通信販売もクーリングオフができる、実際は、通信販売は別の形でできるし、お店の場合は、お店の良心でもって交換をしてくれたりしているのです、実際にできてしまったりしているわけですね。

そうすると、そのようなお店でも普通にクーリングオフができるのだと認識していたり、間違

って自分の都合のいいように解釈して「そうじゃないよ」と言ったら「あ、そうなんだー」とそこで驚かれるというケースも日常会話の中であるので、先ほどから皆さんがおっしゃっているように、5年、10年、大学生のレベルといいますか、生活体験不足から来るそのようなところが幼くなっているという感じがいたします。



■ 消費者教育の現状

(望月) ありがとうございます。

両先生のお話から、そもそも消費者問題であることが理解できなかったり、対処方法、クーリングオフの制度の理解が危なければ、教育上の問題点がいろいろとあるように見受けられるのですけれども、細川先生にお聞きしたいのですが、大学教育の現状について、消費者教育の推進に関する法律が平成26年12月に施行されて3年半が経過している状況にあるかと思います。この消費者教育推進法では、正面から消費者教育を推進していくべきと明記されているわけですが、実際のところ、大学の教育現場で変わったところはあるのでしょうか。

(細川) 無いでしょうね。これも日本消費者教育学会などで議論しているのですけれども、大学は、学問の自治を言われているので、消費者教育推進法が出来たからといって文科省が何かの通知を出して、どこでも消費者教育をやり始めたということはないのです。だから、文科省も消費者庁も腰が引けていると言えば引けているのですけれども彼らで作る文章を見ると無責任なのです。問題は、大学は、個々の教員が教える中身は自由なので、それを統一することはできないのです。統一的なテキストを使ったりすることもないわけですから、大学の中で誰か分野に近い先生がいて、消費者教育が必要だから自分の中でそれに近いものやっつけていこうと思う人がいれば、それは進むけれども、そうでないところは全然進まない。

唯一、トラブルがあるのは困るから、例えば、学生課などで入学時にパンフレットを配ったり、相談を受け付けたり、消費者センターからポスターが回ってくればそれを張ったり、だから対処的なことをやっているだけで、本当に主体的な消費者教育をやっているところはほとんどなくて、例えば、私の大学は消費者教育論、消費生活論という授業がありますけれども、これは、ほぼ女

子大の家政学系だけにあるものです。他のところは、ほとんどそのようなものは無いから、どうなのでしょうね、まずは進んでいないと思います。

(望月) ありがとうございます。

続けてお聞きしたいのですが、一応、推進法が出来て全体としては進めていこうと。消費者市民社会なり消費者教育を推進させていこうという動きはあると思うのですが、このような流れを受けて、大学の先生たちの中で、このような講義を増やしていこうというような動きをもしご存じでしたら、教えていただけないでしょうか、いずれでも。

(細川) まず、それは無いと思います。ただ、普段、逆に小・中・高の方が家庭科教育に、家庭科の先生の研修で、そのようなものは増えてきましたね。家庭科の先生の都道府県の研修に呼ばれて「消費者教育の話をしてくれ」というようなことになって、小・中・高の方が文科省の指示が通りやすいので進んでいるのかなと。

(大本) 全く同じ回答になりますが、大学で消費者教育は、あまり学生受けしないといえますか、そもそも「ネーミングが悪いから授業のタイトルを変えてくれ」と言われるぐらい教職教養で置いていますので、必修科目では無いのですが、家政の学生には、一応、1回生に置いているのですが、1回生には少し難しい授業なので2回生で取るようにという指示を出すのですが、やはり消費者教育一般の話は、教員養成ですから、教材を作るところまでアウトプットさせるとなると、課題の多い大変な授業になりますから、他の専攻の学生さんたちが来ても、授業内容の説明で「こういう授業です」と言うと皆さんいなくなってしまうので、家政の学生しか受け入れていないというような状況になっています。関西の方でも大学はいろいろありますが、消費者教育に関わっている先生がご自身の家庭科教育法の授業の中で消費者教育関連をされていたのだけれども、消費者教育の科目は立ち上がっていないわけですね。

でも、その先生が退官されたら、もう他の先生は消費者教育に触れないので、消費者教育をやっていない大学もたくさん教員養成でもあります。

小・中・高のということでは、先ほど細川先生がおっしゃったように、行政と連携して小・中・高で消費者教育をやらなければいけないので、先生方に夏期研修などの形で消費者教育をテーマにする機会が増えたので、私も関西では、いろいろな校種で講演をさせていただいています。

ただ、消費者教育以外にやらなければいけないこともたくさんあるので、「積極的に消費者教育をやりましょう」と言う先生は少なく、やっている先生は、とても熱心にされているのですが、全ての学校でそれが保障されているかということ、モデル校や特殊な学校でやっているけれども、全ての学校がそのようにやっているわけではない。やらなければいけないとは思ってくださっているので、このような視点を入れると今までの授業に消費者教育の視点が入って、新しい授業を作るのではないということでは言わせていただいているのですけれども、なかなか現場の先生にはハードルが高く、新たな授業を作らなければいけないと思われているようです。

以上です。

(望月) ありがとうございます。

すみません、少し確認なのですが、最後のばらつきがあるというのは、小・中・高の教育の話ですか。若干、かぶるところもあるのですが、消費者教育推進法を受けて小・中・高生の教育現場への影響を改めて少しお尋ねしたいのですが、先ほど、学習指導要領の変更等のお話がありましたが、現時点で小・中・高の教育で変わったところはあるのでしょうか。

(大本) 先ほど触れさせていただいた学習指導要領の改訂は、30年、31年、32年実施の話な

ので、現行は、20年に告示された、現行の学習指導要領で5年め、6年め、7年めという所ですので、現場には、今議論されているような新しい内容は下りてきていません。

推進法が出来て何か変わったかという、推進法が出来たことによってやらなければならないと思われる先生が少し増えてきたかなと思っていますが、それが現場にどのぐらい反映されているのかは、すべての学校では保障されていないけれども、一部で熱心に消費者教育に取り組んでくださっていて、いろいろ発信をしてくださっている学校が増えてきたというところですね。

(望月) ありがとうございます。3年半経過している状況でも、まだ走り出したと、そのような状況だとお聞きしてよいですね。

いろいろとお話をお聞きしていて、非常に若年者が未熟であると、そのようなお話があると思うのですが、先日、細川先生と打ち合わせさせていただいた際に、市民教育が十分に行われていないところも未熟であることと関わってきているのではないかなというお話をいただいたかと思うのですが、大学生に限りませんけれども、若年者の自立と市民教育というところで何かお話いただけないでしょうか。

(細川) 日本は、そもそも市民社会なのかという議論もありますし「市民」は非常に特別な意味ですね。だから、その辺りで、私は、市民教育と何かで区切って、どこからどこまでやるというものではなくて、やはり大人の背中を見て育つ、そこで市民社会が無い所で育った人たちは市民ではあり得ないし、当たり前のように市民社会の中で育っていれば、そこで子供は「市民としてどう生きるべきか」ということで学んでいく、そのようなことだと思います。

どうも日本は、われわれ社会全体が本当に市民社会、市民としての責任や自覚を持って生きているのかというと、それも曖昧だし、尚更、今の子供たちは、先ほど先生からお話があったようにかわいがられているというか、リスクからかい離する中で生きていて、プライバシーの尊重や自分の考えを大事にするというところまで人に批判されたり、そこでディベートして何かの方向性を見出したり、どうもそのようなものができていない。

あと、われわれ大学の教員もとても悩むのですね、どこまで立ち入ったらいいのかと。具体的な勉強で「これを知っている・知っていない」あるいは「これを勉強しなさい」と言うのはいいけれども、生き方やマナーなどをどの程度までこちらが言っているのかということ、下手するとアカハラなどと言われてしまって、「押し付けだ」というように言われてしまう。

あと、先ほども話したのですが、別にこちらは威圧的でもないのに、結構、泣き出す子がいるのです。「そういう考え方は違うよ」などと言うと、ぼろぼろと涙を流して、私が泣かしているように思われて。

だから、人間と人間の関わり合いが次第になくなってきて、ますます知恵などが世代を超えて授けられない。しかも、スマホなどが交流ツールになっているから、日頃、友達としかメールしないわけでしょう。

今の子は、電話も掛けなくなりましたね。われわれ



もそうですね。電話でやればいいのに、わざわざメールでやったり、ラインでやったりして、本当に人と話すことすら無くなってしまいました。おかしな時代だなという感じがします。

（望月） ありがとうございます。

大本先生の講演の中でシティズンシップのお話をされていたので、一言だけいただけないでしょうか。

（大本） はい。私も、長く家庭科教育に関わっていて、自分の生活だけではなくて、やはり社会の一員として社会でどう過ごしていくかということを考える教科として、やはりシティズンシップは大事な視点だろうということで家庭科教育の中ではそのようなことを大事にしてきました。

でも、2004年の消費者教育学会誌に循環型社会を推進するカリキュラム構想に関する論文を出したときに「消費者市民」という言葉を使用しました。が、この言葉は、当時ある先生から使わない方がいいといわれた経験もありましたので、やはり、まだまだ「消費者市民」という言葉が日本では理解しにくかった時代があり、もちろん今でも消費者市民という言葉はおかしいという人もいますが、消費者市民社会を作るという消費者教育推進法が出来て、少し消費者市民や消費者市民社会に対しての共有、理解ができてきたのかなと思います。が、それぞれの受け取り方などが違っていると思いますので、まだ市民社会が定着していない日本でこのシティズンシップをどのように教育の中に浸透させていくのかということは課題なのだろうと考えています。

■ 成年年齢引下げへの教育現場での対応

（望月） ありがとうございます。

話を替えさせてもらいたいのですが、今、実際に成年年齢を引き下げられた場合、高校の教育現場で相当な混乱が予想されてしまうのではないかと思います。この点について、高校側では成年年齢を引き下げられることについて協議されていたことはあるのでしょうか。もし、ご存じでしたら、大本先生、お願いできますか。

（大本） 恐らく社会科ではされているのではないかと思います。社会科の方は詳しくなくて、家庭科では、あまりされていない気がします。

（石丸） では、学校の準備は全く整ってないということですが、成人年齢の引下げに備えて、センターの方では何か対応を準備されていますか、吉松さん。

（吉松） 正直に言って、全然、何もやっていないと思います。ただ、今、皆さんのお話を伺っていて、若者の消費者教育が全然できてなくて、未熟な若者が多いことは事実なのですが、やはり、私たちは、今、できることをやりたいと思いながら相談に向き合っているので、消費者教育というようにはとりにくいかもしれませんが、今日、ご紹介したような事例で困っているというように消費者がやってきます。

実は、電話をしなくても、インターネット上やブログ上やSNS上でメールが飛び交うので「この契約してる人、センターに相談すれば解決してもらえるよ」「返金してもらえるよ」というメールが一気に飛び交って、いざ、相談を受けると、その受けた相談員さんを指名で同じ業者と契約をしたと思われる人というようなことがあるんですね。

で、情報社会だなと本当に思うのですが、簡単に解約できるかのように思って皆さんは相談してくるのです。でも、私たちは、例えば、先ほどのアフィリエイトの契約などをしてクーリングオフも過ぎてしまっている、出資金を支払ったよというような場合にどのように対処するかといいますと、まず、詳しく消費者の話聞きます。それから、詳しく聞いた内容をこちらでじっと聴き取って、問題点を抽出して、そのをまた相談者に返して、相談者自身にお手紙を書い

ていただく。「お手紙」と私たちは言っていますけれども、経緯文ですね。「私は、こういうきっかけで、こういう体験をして、こういう契約をして、誰かにこういうことを言われました」という詳しい事実を書いていただきます。それを事業者とクレジット契約の場合はクレジット会社、関連している人たち全部を含むのですね。その手紙を送るまでがとても大変で「契約は、もう有効に成立していることを証明する書類は全部そろっている、しかし、あなたは契約をやめたいんですよね。なぜ、やめたいの?」「だって『必ずもうかる』って言われました」「え、でも、ここに『必ずもうかるものではない』ってかいてありますよ。この紙をもらっていて、それを了承したということになれば、当然のように向こうは取り消しに応じません。あなたは『必ずもうかる』と言われて、それで認識しないまま契約をしてしまったことを相手に突き付けないと解約するのはできないんです」というところで「その場にいたのは、あなただけ。私たちは、あなたを応援するけれども、それを証明できるのは、あなただけなんだよ。その様子を詳しく書いた手紙を書いて、相手は認めるわけがないんだから、クレジット会社には、それを認めてもらわなくちゃいけない。それができるのは、あなただけなんだよ」と言ってお手紙を、ひどいときは何回も、5回も6回も添削をしてやって送ったりするのですね。

そうすると「こんな大変なことをやらされるのか」とぼやいてますけれども「できた。じゃ、このお手紙を出そう」、それで後でセンターがあっせん行って、うまく解決できたりすると、やはりそれは非常に喜んでくれるし、その体験が自分の中の一つの成功の体験になって、かつ「こんな大変な思いをするのか」と。契約するときは、皆、ほほえんでくれたけれども、解約したら、皆、渋い顔をするということで、2度と同じ契約はしないということになることが消費者教育だと思うのですね。

(石丸) センターが、はからずも教育機関になっているという実態はとてもおもしろかったです。

■ 海外の成年年齢、消費者教育の状況

さて、国内は、このような状況なのですけれども、続いて海外のことについて、大本先生は、いろいろとその点にお詳しいとお聞きしたのですが、先ほどは、後半で少し時間が足りなくてあまりお話を聞けなかったので、今から海外の状況についてお話しいただきたいと思います。

(大本) すみません、先ほどの時間内に収まらなかったことを少し補足させていただきたいと思います。

シンガポールの中学校の教科書をご紹介させていただいたのですけれども、ここでその「消費者」という用語を提示したり、あとは、消費者の権利と責任を説明できる、そのようなことを中学生にやらせているという話だったのですが、それ以外にも、例えば、各章で「こういう条件のかばんが三つあります。あなたは、修学旅行で海外に行くための旅行かばんを買いたいと思っています。彼女は、広告で三つの異なる種類のかばんの記事を読んでこれに決めました。どのようにこの決断をするのでしょうか」というような問いが載っています。

日本では、多分「この三つのかばんのどれにしますか。それを選んだ理由を答えなさい」、そこまでののですね。でも、この教科書には、なぜ、その決断をしたのか、その決断をする意思決定のプロセスをしっかりと書かせる、言わせる、まとめさせる、このようなことを中学生にさせているのだと知ってとても驚いたということで少しご紹介したかった事例です。

こちらは、韓国の大学で消費者教育のテキストとして使われている物を頂いてきたのですが、倫理的な消費ということに焦点を当てて1冊消費者教育の教科書が出来上がっている。日本では、

まだまだ消費者教育の中で倫理的な消費に関する内容は、あまり進んでいないと思うのですが、寄附や被災地支援、あとは地産地消のようなことなどを中心に書かれている消費者教育のテキストで韓国は消費者教育をやっているのだということを改めて知りました。

そして、これもモデル校での話なのですが、消費者教育モデル校の小学校の全教科で消費者教育に関わる授業をしている事例記事を見ました。フェアトレードに関する授業実践を国語でやっていた。その授業では、チョコレートなどの選択は「チョコレートを選ぶときには、このような児童労働に配慮した商品があります」で終わっているのではなくて、そのような物の見方で「多角的に物を見たり、物事をいろいろな視点から捉えるというのは、どのような意味なのだろう」という授業の中に、フェアトレードのチョコレートの事例が入っていて、それが消費者教育の授業につながっているというような実践を拝見することができました。

二つめのこちらは、オーストラリアのミニスクール（幼稚園）の園庭の写真です。これは、また後から大きな写真でご紹介します。

それから、こちらのフルーツの写真は、海外に行かれた方は皆さんが感じられると思いますけれども、日本のように容器包装でパックになって並んでいることはなくて、一つずつ買えるんですね。全部一つずつ買って、紙で包んでもらうので容器包装のプラごみが、でません。今回のオーストラリア視察では、1週間、自炊したのですが、一切出ない、これは驚きでした。

その話とつながりますが、これは、園庭の話なのですが、園庭に雨水をためるタンクがありまして、ここに絵が描いてあるのですが、その前がお砂場になっているんですね。このお砂場の中に先ほど言いましたバナナの皮とプラスチックごみを埋めて「プラごみは無くならないけれども、バナナの皮は無くなるよね」ということを遊びの中で実感させるというような取り組みが幼稚園でなされています。

このようなものを見ていると、日本の幼稚園や小学校でも、このような教育はできるのではないかと思います。これが園の屋根の所に太陽光発電が載っていて、雨水タンクがあって、お砂場があるという全体像の写真です。

こちらは、スーパーの卵売場の写真なのですが、私が、今、親しくしている英語の先生から「この近くで平飼い卵が買える場所はどこですか」と聞かれたんですね。日本人でも平飼い卵を買っている人が少ない中で、海外の人たちは、やはり動物の権利を重視しています。そのような劣悪な環境、ケージの中で飼われた鶏から生まれた卵を買わないという考えを持っている人がいるので、オーストラリアでも、普通の卵売場と平飼い卵の売場が半々ぐらいで、このように一目で分かるように売場に卵が並んでいるんですね。

またパック、これは、全て紙なのですね。日本の卵はプラスチックパックに入っていますけれども。

命に対する考え方、動物に対してもというところが日本は、まだまだおくとおいておいて、オーストラリアの化粧品会社でも、動物実験をしていない化粧品を買うというような人たちがいたり、このような平飼いの卵を買ったり、動物の命、動物の権利、アニマルライツに対する考え方が日本よりも本当に進んでいると感じた事例です。

これは、先ほどの園庭の写真なのですが、少し大きくして見ますと、本当に危ない所、子供がけがをしそうな所は、このように、これは滑り台の横なので、やはり危ないということできっかりと保護してあるのですが、こちらの写真になりますと、きちんとストーリーがあって、いん石が空から降ってきましたという形で、わざと危ない石を置いています。なので、日本だっ

たらブランコでけがをしたら、そのブランコを撤去しますという形で、危ない物を全て取り去るということをするのですが、海外では、このようにあえて危ない物を置いて、そこを避けるように遊ばせるという発想の違いですね。なので、小さな失敗体験を積み重ねていかなければいけないと細川先生もおっしゃっていましたが、それをせずになくなって大きな失敗を経験して潰れてしまっている大人がたくさんいることを考えると、本当に幼稚園や小学校の教育の在り方が、全て危ないから体験させないのではなくて、やはり、このようなことに気を付けながら生活をするという習慣を小さい頃からしっかりと身に付けさせる必要があるのかなと思っています。オーストラリアにいた1週間、オーストラリアの人に運転をしてもらってレンタカーを借りて学校教育現場を回ったのですが、初日にレンタカーを借りたときに、私たちが借りるから、いつも借りるところよりも安いレンタカー屋さんで契約をしてくださったそうなのですが、「何か、このレンタカーはおかしい」とずっと言っていたらしたのですね。

停めるところも、きちんと釘が無いかどうかを確認して車庫に入れて、そこまでしていたのですが、翌日、ふと見ると、やはりタイヤの空気が抜けていたのです。それをレンタカー屋に言うと、「そちらでタイヤを替えてください」というような感じになっていたのですが「いや、最初からおかしかったから車を交換してください」という形で2日めにレンタカー屋さんに行って車を交換してもらって事なきを得たのですが、そのときにオーストラリアの方がおっしゃった言葉が印象的で「オーストラリアでは、こういう契約をすると何かあって当たり前」と言われるのですね。日本人の感覚だと、このような契約をして何もトラブルが無いことが普通で、トラブルがあったらアンラッキーなのですけれども、海外の方に言わせると「何かトラブルがあること前提で、何も無かったらラッキー」とおっしゃったので、そのように治安が悪い所で生活をされていると、常にそのように自分の身を守る、あるいは安全にというところにきちんと目が行き届くといえますか、そのようなことに配慮しながら、車の中にも物を置いておかない、見える所には取られそうな物を置かないということで「必ずトランクの中にしまいなさい」と言われて「あ、そういうことなんだ」と。目に見える所に物を置いておくとガラスを割って取られるわけですね。

だから「取ってください」というように「置いているあなたが悪い」ということになるので、日本では、なかなかそこまで気を使って車の中に物を置かない人は少ないかなと思うのですが、やはりそのようなことを海外でいろいろと聞いてくると、日本のような安全な社会で育てている子供たちにそのようなリスクを予見させたりすることは、とても難しい、でも、これが課題なのだろうと思ったりして帰ってまいりました。

次の資料は、リーガル・スタディーズ・オブ・クイーンズランドということで、クイーンズランドの高校2年生の選択科目なのですが、法律に関して学ぶ授業がきちんと用意されていて、家庭科に関連することで言うとファミリー・アンド・ローやハウジング・アンド・ローということで、ファミリーのところは、結婚や離婚やDVや子供虐待に関する法律、ハウジングは、家を借りたり買うときの法律をしっかりと高校生が学んでいるということなのですね。

そのようなことも高校でしっかり学べるような教科を立て、そのような学習内容を検討することも必要です、家庭科の中に消費生活に関連した法律は載っているのですが、やはり、そこは、法律の中身を理解するところ、それが自分の生活の中で使えるところまで、時間数の関係もあって、なかなか行けないということで、海外のいろいろな教科書や学習環境を見たりすると、日本とは、随分、違うということを感じて帰ってまいりました。

以上です。

(石丸) 先ほどのレンタカーさんの手配をしてくださったのは、学生さんですか。

(大本) いいえ、日本に住んでいらっしゃる大学の先生で、オーストラリア人です。

(石丸) ありがとうございます。

では、海外の学生の意識は、随分、違うということですが、日本の同年代の学生と比べるとどうですか。

(大本) 偶然、今回、視察させていただいた学校が私学だったり一部の学校ですので、全てとは言えないのですが、もう大学生のような顔つきをしているのですね、高校生が。ティーブレイクの時間があり、本当に先生も子供たちも校内で笑顔なのです。和気あいあいと 10 時半ぐらいにおやつを食べているわけです、校庭やいろいろな所で。とても余裕がある。何となく日本の風景とは、随分、違うなど。

それから、16 歳ぐらい、高校 2 年生ぐらいでも、本当に大学生かなと思うような顔つきをし、そして、やはり国のことをきちんと考えているところが日本の高校生と、随分、違うのだと感じました。

ひとつ授業を見てきて面白いと思ったことは、アクティブラーニングは、これからの日本でキーワードになってきているのですが、海外の学習プログラムの中にはアクティブラーニングが本当に早い時期から入っていて、例えば、社会科の授業でオーストラリアの法律をいろいろ学んだ、については、学ぶだけではなくて、オーストラリアに来た観光客にオーストラリアの法律を教えるための教材を作ろうというアウトプットまでがきちんと高校生に保障されているので、本当に自分が学んだことを社会で生かせるような学習機会が提供されている。そのアウトプットをすることによって、学習を深めていると感じました。

(石丸) ありがとうございます。

細川先生、大本先生から、かなり詳しく海外の様子をご報告いただいたのですが、日本の学生と海外の学生、このような違いは、どのようなところから来ると先生はお思いですか。

(細川) エデュケーションやエデュケートは、語源的には「自立させる」という意味だと聞いたことがあって、正に、自立させる、1人で生きていけるようにすることが教育であって、当然、そこには1人の市民として生きていくこと、それが教育になるので、日本は、どうもそのような形になって、座学中心、知識中心で、中・高は受験中心になっているので、そのような形になってしまって、その辺りが違うのかなと思います。

電車に乗ったりしていても、アジアの子は、とにかくうるさくて、そのうるさいのを収めようと思って親はあめ玉をやったりしますね。西洋の子は、本当におとなしく座っている。そのような子ばかりでないでしょうけれども、なにかそこで「ここは騒いでいい所、ここはいけない所」というようなことをきちんと自分で分かってやっ



る。日本は、あめ玉を上げて黙らせたりするような部分があって、やはり市民としての自立というようなところが、特に、日本以上に中国は問題が深刻なようです。掃除などもさせない、とにかく1人っ子で、シックスポケット、とにかく勉強だけさせていて、まだ日本の方がましだというような話も聞きます。その辺りの違いがあって、例えば、フランス人は、子供はディナーに連れていかないと云いますね。もったいないと。子供にそのようなおいしいものを食べさせる必要はないと。だから、子供は「こんちくしょう」と思って「自分もいつかは稼いで彼女を連れておいしいものを食べるんだ」と。

だから、かわいがるということは、本当にかわいがるのがかわいがるのではなくて、そのように突き放すというか、そのようなところが、やはりまだできていなくて、市民が育たないという感じがします。

(石丸) 大本先生、どうぞ。

(大本) スウェーデンの事例とイギリスの話をしていただきたいと思いますが、スウェーデンの家庭科教育の先生に目指す学習者像、スウェーデンでは、どのような人を育てようとしているのかという話を聞いたときに「立派な納税者」とおっしゃったのですね。日本には、そのような発想が無いですね。立派な納税者になることを目指して学校教育をやっている。

それから、先ほどアニマルライツのところでも少しふれたのですが、イギリスのハロッズというデパートでは、その中のペットショップのお話なのですが、最近、ペットのことでいろいろな相談が国センにもあったと思うのですが、イギリスでは、お金を払った消費者が、きちんとその犬を責任持って飼えるかどうかを売り主がその家庭を訪問して家族環境から全部チェックするのですね。この家、環境ではこの犬は飼えないと判断したら、お金を渡してその犬を引き取ってくる、そのような社会だそうです。だから、やはり動物の命もきちんと大切に、売り主側の責任で守る、日本でも今、いろいろなことが問題になっているのですが、飼い主の責任もあるが、それは犬に対する責任と共生という犬が苦手な人と同じマンションなどで共生する人たちに対する配慮の責任もあるけれども、ブリーダーが、健康な犬を生ませて提供するというような生産者側の問題もあるし、販売者側の問題もあったりして、それぞれの責任、消費者の責任だけを考えさせるのではなくて、いろいろなところの責任を考えさせる授業が求められる。そこは、全ての責任を考えることをやっていかなければ、消費者側の責任だけではなかなか理解が進まないと思うのですね。

このことは、私が今日、講演でとばしたところでそれを説明したかったのですが、「食品表示法」の所で、食品の購入から廃棄まで多様な法律が制定されている。これは、家庭科の中でいろいろな法律があるということが、一応、教科書には載っているわけですね。この容器包装リサイクル法も、消費者の分類から話をすると、事業者の再商品化と市町村の分別収集というこの3者の責任によって初めて成立するものなので、やはり消費者が分別収集をしなさい、ここでプラマークなどを覚えるだけではなくて、なぜしなければならないのかということまでをしっかりと学習させなければ、分別の意味を分かっているだけでは、それは行動にはつながらないだろうと思いますので、事業者や生産者の義務を知ることが重要で、このことが、やはり他者への理解と共感なども育てながら、このような法律の遠因的なところをしっかりと理解しているようなことを消費者教育の中に入れていたいと思って、コンシューマー・リーガルリテラシーを育成する消費者教育を今日はお話をしたかったのですが、そこが欠けていましたので補足させていただきました。

(望月) 大本先生、ありがとうございました。

さて、いろいろと日本と海外の違いなどを含めて、日本の若者の状況は、教育の問題などがあるのかなということが出てきたかと思うのですが、細川先生にお聞きしたいのですが、今後、日本でどのような教育を充実させていけばいいのかというところをお話ししていただけないでしょうか。これまでにでてきたこと重なると思うので、簡単にお話しいただければと思います。

■ 今後の消費者教育について

(細川) アメリカの小学校の消費者教育を紹介したビデオがありますが、そのタイトルが「ミニ社会の小さな市民たち」で、小学校の中でミニ社会を作って、そこで市民として活動していくことを体験させる、正に、そのようなことではないかと思えますね。

先ほどのお話の中でも、いかに小さな失敗を疑似体験させるかということをお話ししましたが、それと同時に、市民社会とはどのようなものなのかということで、現実を小さな子供たちが知ることはできないわけだから、例えば、教室の中で、そのビデオの中であったのは、国会があったり、選挙に出たり、教室の中でいろいろな会社を作って、そこでいろいろな誘う話があったり、生産者側は、どのような立場でどのようなことを考えているのかというようなことを経験させるというようなことをやったので、どうもアメリカなどだと、消費者教育イコール、消費経済教育が中心だというようなことが言われています。どうも日本は、生活と離れた形で教科が設定されていることが一番問題だと思います。算数は算数の先生、国語は国語の先生、それは当たり前なのですが、それが全然、生活と結びついていない。

今は、明治以来の縦割りの学問の体系の中で、それだけを教えればいいという感じでやっていますので、もう少しそのような枠を取り払って「生活の中でこのような問題があります」、そうしたら「数学の知識を使って、このような解決があります」、あるいは「こういう勧誘をされました」ということなら「では、国語の授業でそのような勧誘の言葉のからくりのようなものを学びましょう」とか、そのようなことができていなくて、統合された教育になっていない、そこが問題ではないかと私は考えます。

(望月) ありがとうございます。大本先生にも同じお話をお願いします。

(大本) はい。私も、前半で少しお話をさせていただいたかと思うのですが、今回、私は、消費者教育の中で育成するリーガルリテラシーに着目したのは、ここなのですね。法的、倫理的、道徳的な物の見方・考え方の思考力の一つとして、そのような軸を持って物事を見る力を育てられる消費者教育。

では、消費者として、何を知っているのか、何ができるようにならなければいけないのかということをしつかりと共通理解ができるような消費者教育を学校教育の中に位置付けていく必要があると思うのですが、まだ、そこまでは、残念ながらやっていないということ。

でも、今、見ていただいているこの新しい学習指導要領の姿は、この三つの柱を踏まえたカリキュラムを全教科でやっていきたいと思いますというように一応出されていますので「どのように社会、世界と関わり、よりよい人生を送るかという主体性、多様性、協働性、学ぶ人間が内から人間性などを育成することが大事な一つの柱ですよ」というように出されていますので、そのようなところに向かって消費者教育をどのように作っていけるのかということもやっていけるのではないかと考えています。

■ まとめ（今、成年年齢を引き下げるべきか）

(石丸) ありがとうございます。

そうしますと、成年年齢引下げは、まだまだ準備が整っていないのかなというイメージを持ち

ました。

ただ、成人年齢を引き下げることには、行為能力の制約を解除する、権利を拡張するもので、むしろ積極的に認められるべきではないかという意見が一方であると思います。この観点からしてみればいかがでしょうか、細川先生、お願いします。

(細川) 一言で言えば、権利には義務が伴うわけで、当たり前ですけれども、保護するということは、逆に言うと自由意志に基づく何かの行為を認めないことによってリスクから解除することになるわけだから、当然、それは、ある意味で18歳、19歳の自立する権利を奪っているというようになれば、それは、そのとおりです。

だけれども、逆に権利だからといってその行使を、つまり、権利の自覚、自分の権利を行使するということは、責任を伴うわけだから、それができる能力があるかというところでやはり判断はされるべきだから、拡張すればいいという話ではないわけです。

例えば、「婚姻年齢は、男は18歳で女は16歳なわけですね。そうすると、女性の方が権利が2歳若いのだから、それは、女性優遇社会なのでしょうかね」と私は学生に問いかけをするのですけれども、これもどうなるか。女の方は2年早く結婚する権利があるわけですから、女性に重きを置いた社会かなという、これは、時代背景的にはそうではないわけですね。女性は、男性に付随する存在にしか考えられていなくて、男は18ぐらいにならないと家庭を持てないけれども女は16ぐらいでいいのではないかと、もっと言えば、武家社会の政略結婚などは、女性をなるべく早く結婚できるようにしておいた方が便利なわけで、いまだに18、16ということになっているかもしれないわけだから、ただ一律に権利を拡張すればいいということではなくて、やはり、権利行使には義務が伴う。その義務を負うだけの責任を負えるかどうか、それがあつことかというところからやはり議論すべき話だと私は思います。

(石丸) 成人年齢の引下げの件について、それぞれ細川先生以外のご意見をお聞きしたいと思います。では、済みませんが、吉松さん、お願いします。

(吉松) 成年年齢が引下げになったら、非常に大きな影響が消費者トラブルの私たち解決現場ではあるだろうということは、非常に間違いのない事実であるということは、皆さんによく分かっていたかと思っております。やはり、当事者が未成年か成人かということは、第1に大きな関心事であつて、それが、あつせん解決の結果に大きく響いていく、それが現実なのですね。

ですから、細川さんが先ほどおっしゃったように、権利の拡張は義務を伴う。

相談現場から言えば、その義務の方が、そちらの方が非常に大きなものになってくるだろうということは間違いなし、そのように私も思っております。

(石丸) では、大本先生、お願いします。

(大本) 私の周りの家庭科の先生方の中にも、やはり「20歳も18も同じなので、早く冷たい風に当てて自立させればいいのよ」とおっしゃる先生もいらっしゃいますので、それがいいか悪いかということではなくて、私は、責任を取れない18歳、19歳のみ成年取消権は、引下げになつたとしても、ある一定期間は継続していくべきだろうと。教育がこのような現状にある以上、自分だけでそのような大きなリスクを背負っていくことは困難だということを心配しますので、そこは、一定期間は継続してほしいという願望でしょうか。

(石丸) 中村先生、お願いします。

(中村) 今日、私も幾つか問題点を挙げさせていただきましたけれども、最初に、どうして 20 歳成年制が出来てきたのかというお話をさせていただきます。



その中では、簡単に言うと、明治の頃から決めた 20 歳成年制というものも、少し乱暴に言うと、割と議論を十分にせず決めたような側面もあって、公法上の丁年という制度を流用したり、外国との比較で無造作に決めたようなところもあるように思います。

そのような意味では、今回は、かつてと本当に同じように決めていいのだろうか。もう少し、例えば、法律的な問題もそうだし、教育学や発達心理学、医学等様々な観点から多角的な意見を集めて、もっと具体的な問題に即して検討を重ねた上で、総合的にきちんと「大人とは何歳なのだろうか」という点を国民全体で考える必要があるのではないかと思います。

2 番目に私がお話ししたことは、「成年年齢引下げの意義」です。つまり、なぜ引き下げるのかという点についての議論の状況を紹介しましたが、この点についても、国が言っている理由は「若年者が将来の国づくりの中心であるという強い決意を示す」などと、割と曖昧なことを言っているところもあります。

それと「なぜ引き下げるのか」という点については、誰が引き下げたいと言っているのかという問題もあって、日本では、実際に若い人たちが引き下げてほしいという動きがあるわけでもないのに、特に、どうして引き下げなければいけないのか、引き下げる必要がどこにあるのかという点についても十分な議論をしなければいけない。

最後に、民法の成年年齢を引き下げた場合にはいろいろな問題点があるという点も指摘しました。仮に引き下げられた場合、消費者問題が一番大きい問題で、その対策は甚だ不十分だと思います。しかも、それ以外の問題点もたくさんあったわけです。

今日は、このような問題点や必要性について、考えるヒントはたくさんある、むしろ考えていかなければいけない、ということをお示しできたのではないかと思います。ご紹介した論点を含めて、もう少し国民全体できちんと考えなければいけない問題なのではないかと思います。

ですから、現状では、引き下げることは拙速ではないかということが私の結論です。

(望月) 中村先生、ありがとうございました。

時間が迫っていることもありますので、今日のパネルディスカッションは、これで終了とさせていただきます。いろいろと貴重なお話を本当にありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。非常に充実した議論をいただきました。パネリストの先生方に、いま 1 度、皆さん、盛大な拍手をお願いいたします。

では、ここで、日弁連消費者問題対策委員会委員の江花史郎より本日のシンポジウムの総括をさせていただきます。

VII 総括

日弁連消費者問題対策委員会委員 江花 史郎

(江花) 日弁連消費者問題対策委員会委員の弁護士の江花です。

今日は、土曜日のお忙しいところ、このシンポにご参加いただきましてありがとうございます。

このシンポジウムは、本日、会場に約 70 名の方の参加をいただきました。また、全国の七つの弁護士会でこのシンポジウムをサテライト中継しております。

まず、本日ご講演いただきました細川様、大本様、吉松様、大変貴重なご講演をどうもありがとうございました。

また、このシンポジウムは、東京 3 弁護士会の共催を得て、日弁連の主催で行っておりますが、日本消費者教育学会、公益財団法人消費者教育支援センターの後援をいただいております。こちら、どうもありがとうございました。

「総括」となっているのですが、私が、今日、シンポを聞いて思った感想を述べて、まとめに代えさせていただきたいと思います。

まず、中村弁護士からは、成年年齢下げに関し、その意義や問題点を話していただきました。消費者問題にかかわる弁護士としては、未成年者取消権の行使年齢が引き下げられてしまうということについて大きく懸念しているところでございます。

また、細川様からは、大学生の現状について、おとなしい学生が多い、他人を疑わないので被害に遭ったことすら気付かないことがあるのではないかとというようなお話をいただきました。また、消費者教育は、必ずしも学校の授業で教えるというだけではなくて、体験して学んでいくものであり、周りの大人を見て学んでいくものであるというお話が印象に残りました。

次に、大本様からは、小・中・高の消費者教育に関するお話をいただきました。やはり、小・中・高の教育を充実させなければいけないと力強くおっしゃっていただきまして、さらに、高校卒業後の 2 年間で多様な経験ができる期間として大事なのだというお話をいただきました。もし、成年年齢が引き下げられた場合には、この 2 年間で失われてしまうのではないかとこの感想を持ちました。

続きまして、吉松様からは、P I O-N E T の統計などを示していただきまして、20 歳で一気に相談件数が上がること、特にマルチの件数が上がること、取引金額も上がることが示され、業者は 20 歳を狙い撃ちしているのではないかと、私は統計を見て、そのように感じた次第です。そうすると、成年年齢が引き下げられれば、そのターゲットが 20 歳から 18 歳に移ることが懸念されるのではないかと思います。

パネルディスカッションでは、異なる立場、観点から様々なご意見、消費者教育の実態や充実というようなどころまで遡ってお話いただきました。



今後、この成年年齢引下げの問題については、社会の中で議論されていくことになると思うのですが、気付かないうちにいつの間引き下げられていたということがないように私たち市民、国民がしっかり関心を持って行くことが必要だと思います。

今日のこのシンポジウムが、その一つの契機になれば、このシンポの目的は達成できたのではないかと思います。今日は、本当にどうもありがとうございました。

(司会) では、最後になります。日弁連消費者問題対策委員会委員長の瀬戸和宏より閉会のご挨拶をさせていただきます。

Ⅷ 閉会挨拶

日弁連消費者問題対策委員会委員長 瀬戸 和宏

(瀬戸) 皆さん、どうも長い時間ありがとうございました。

中村さんが、パネルの最期に簡潔にまとめていただき、今、実行委員長からお話をいただいて、もう私が話すことは何も無いと思っております。

当委員会は、消費者教育推進法を作るときに結構がんばりまして、国会議員に働きかけて法律は出来ました。しかし、その中身といいますか、どのように進めるかということが、まだ大きな問題として残っていると思います。この問題については、当委員会としても十分に取り組んでいきたいと思っております。

私は、これまで「大人とは何だろう」と、結構、考えていたのですね。「大人とは何か」という問題と、民法の成年年齢は、必ずしも一致しなくても、もしかしたらいいのかもしれないと、お話を聞いていて、そのような気がしてきました。

民法は、あくまでも行為能力制度、未成年者取消の問題となるので、その辺りをどう考えるのか、そのためには、やはり、どうしても教育の問題が出てくるので、この問題については、当委員会は、これからも引き続き取り組んでいきたいと思っております。

今日は、長い間、ありがとうございました。

(司会) 以上をもちまして、本日のシンポジウムを終了させていただきます。最後までご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

以上

